# 飛鳥宮跡保存活用構想検討報告書

平成26年3月明日香村

# 目 次

第1章	総論
1 - 1	構想の目的と背景1
1 - 2	策定の流れと構成内容1
1 - 3	構成策定の経過2
1 - 4	本書で用いる主な用語について3
1 - 5	構想の対象範囲と整備の対象とする時期4
第2章	飛鳥宮跡とその環境 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
2 - 1	明日香村の概況5
2 - 2	上位・関連計画12
2 - 3	飛鳥宮跡の概要16
2 - 4	飛鳥宮跡関連遺跡26
2-5	飛鳥宮跡の現況28
第3章	保存活用構想 ————————————————————————————————————
3-1	保存活用の方向性37
3 - 2	基本理念40
3 - 3	保存と活用のための整備方針42
3 - 4	変化する遺跡の保存活用-保存を基調にしたフレキシブルな取組43
3 - 5	飛鳥宮跡の地区区分と地区別整備構想44
3-6	内郭ゾーン整備イメージ
3 - 7	今後の取組57

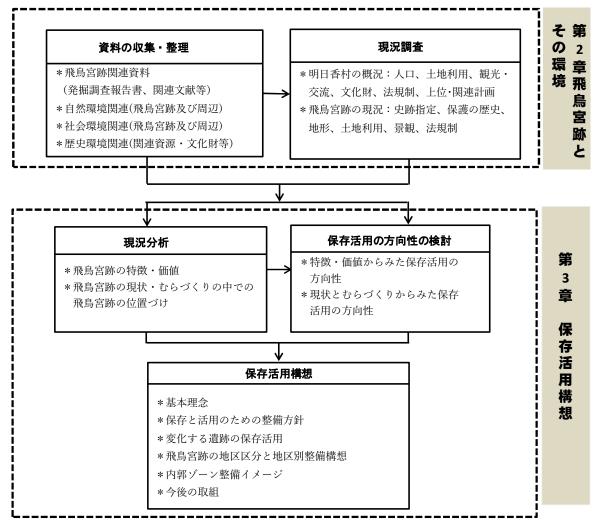
# 第1章 総論

# 1-1 構想の目的と背景

明日香村では、村内に分布する文化財などの保存活用を基礎として、これを活かしたむらづくりを目的とする「明日香まるごと博物館」の実現に向けて各種施策を展開してきたところである。この中でも、飛鳥宮跡(P3 参照)は「明日香まるごと博物館」の重要拠点であり、飛鳥の中核となる遺跡であるが、その一部が史跡指定されているにすぎず、遺跡の整備も地下遺構の一部を地表面で平面的に表示しているのみである。このため、現地で遺跡の全体像を理解・体感することは困難な状況である。そこで、飛鳥宮跡の確実な保存とともに、有効な活用のあり方を検討し、事業の具現化にむけての実効性のある構想づくりを行うことを目的とする。

## 1-2 策定の流れと構成内容

構想策定の流れ・フローは以下に示す通りである。構成にあたっては、遺跡の置かれた環境と 遺跡が所在する明日香村の現状等を第2章でとりまとめ、保存活用構想を第3章において提示し た。



策定の流れと構成

# 1-3 構想策定の経過

本構想の策定にあたっては、「飛鳥宮跡保存活用構想検討委員会」を設置し、委員の指導・助 言のもとに策定した。

委員の構成と審議の経過は以下の通りである。

# ■ 飛鳥宮跡保存活用構想検討委員会

□委員

委員長 田辺 征夫 明日香村文化財顧問·奈良県立大学 特任教授 (考古学)

副委員長 菅谷 文則 奈良県立橿原考古学研究所 所長 (考古学)

黒田 龍二 神戸大学 工学研究科教授(建築学)

平澤 毅 奈良文化財研究所 景観研究室長(遺跡整備)

增井 正哉 奈良女子大学 住環境学科教授 (景観)

吉兼 秀夫 阪南大学 国際観光学部教授(まちづくり)

□オブザーバー

山下 信一郎 文化庁記念物課文化財調査官(史跡部門)

小槻 勝俊 奈良県教育委員会文化財保存課長

脇田 康弘 明日香村企画政策課長

□明日香村

森川 裕一 明日香村長

(事務局) 田中 祐二 明日香村教育委員会教育長

浦野 喜徳 明日香村教育委員会文化財課長

米田 忠 明日香村教育委員会文化財課長補佐

相原 嘉之 明日香村教育委員会文化財課調整員

委員会	開催日	検討内容
第1回委員会	平成 25 年 8 月 30 日	遺跡の名称、追加指定・公有化の考え方
		遺跡の可視化の方法について 等
第2回委員会	平成 25 年 10 月 10 日	構想の対象範囲について
		遺構の整備と CG 等ソフトによる活用のバランス
		について
		段階的な保存、整備のあり方について
第3回委員会	平成 25 年 12 月 26 日	整備方針、整備理念について
		地区区分について
		整備手法の考え方について
第4回委員会	平成 26 年 2 月 24 日	全体構成、内容について

# 1-4 本書で用いる主な用語について

本書において、古代宮殿・宮室およびこれに関連する用語については、これまでの先学の研究 成果、学説などを参考としつつ、以下のような整理で使用するものとする。

#### ■飛鳥宮跡

「伝飛鳥板蓋宮跡」という名称で史跡指定された遺跡を含む、明日香村大字岡に所在する宮殿遺跡。指定後の継続的調査で、7世紀代の宮殿遺構の広がりが重層して確認されている。これらの空間的広がりと時期変遷を含めた全体を本書では「飛鳥宮跡」と総称するものとする。

#### ■飛鳥宮の重複する遺構と対応する宮名

飛鳥宮跡は3つの宮殿遺構が重複している。これらを下層から I 期、II 期、III期と区分している。出土遺物などの検討から、 I 期は飛鳥岡本宮 (630 年~)、II 期は飛鳥板蓋宮 (643 年~)、III期は後飛鳥岡本宮 (656 年~)、飛鳥浄御原宮 (672 年~)とみられており、III 期の後飛鳥岡本宮の時代をⅢ – A 期、飛鳥浄御原宮の時代をⅢ – B 期としている。

#### ■宮都と飛鳥の範囲

- ○宮都:天皇の宮殿・宮室と関連施設が分布する一定の地域をいう。
- 〇古代における飛鳥の範囲:7世紀頃の「飛鳥」の範囲は、北は飛鳥寺一帯、南は橘寺付近、 東は岡寺のある丘陵、西は甘樫丘に囲まれた飛鳥川の両岸一帯で、現在の明日香村大字飛 鳥・岡と川原・橘の一部を含む地域をいう。「飛鳥宮跡」はこの範囲に含まれる。
- 〇飛鳥盆地・飛鳥地域:北は香具山、南は橘寺背後の山(ミハ山)と、周囲を山や丘陵に囲まれた、東西約 700m、南北約 4km にわたる盆地をいう。この飛鳥盆地と周囲の丘陵部・山を含む地域を「飛鳥地域」と言い、宮都を構成していた主要な遺跡が集中してみられる。

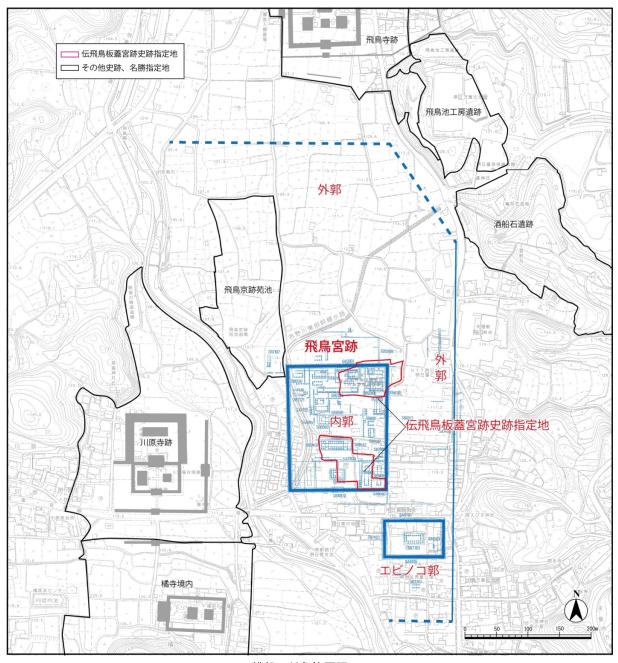
# ■歴史展示

「第4次明日香村整備計画」策定に際して検討された言葉で、寺院建築や出土遺物を「歴史物」とし、歴史物の展示だけでなく、歴史の意味や意義などを分かりやすく展示する取り組みを「歴史展示」と呼称する。

# 1-5 構想の対象範囲と整備の対象とする時期

構想の対象範囲は「飛鳥宮跡」と総称する3時期(下層からⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期)の重複する宮殿遺構が分布する範囲とする。これら重複する宮殿遺構のうち、整備の対象とする時期はこれまでの調査によって最も遺構の内容が判明している最上層のⅢ期とする。Ⅲ期遺構は、内郭とエビノコ郭(字エビノコという地名にもとづく)、外郭からなる。これらのうち、内郭は飛鳥宮跡の中心であり、早くから史跡指定を受けるとともに数次にわたる発掘調査が実施され、調査成果を基に一部整備も実施されていることから、整備の先導的地区として想定される整備イメージを示すものとする。

また、活用構想においては、周辺には飛鳥宮跡関連文化財・施設などが分布していることから、明日香村が進めている「明日香まるごと博物館」の推進に向けて、これら関連文化財・施設の整備なども本構想に取り込むものとする。



構想の対象範囲図

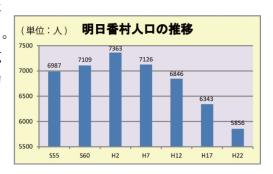
# 第2章 飛鳥宮跡とその環境

# 2-1 明日香村の概況

# 2-1-1 人口

平成 25 年 (2013) 10 月 1 日現在で、人口は 5,872 人、世帯数 2,174 世帯であり、うち 65 歳以上の老年人口は 1,914 人 (割合 32.58%) と、県計 26.05%、郡部計 28.82%ともに上回っている。国勢調査によると人口は平成 2 年までは微増傾向にあったが、平成 2 年の 7,363 人をピーク

に平成7年からは減少に転じている。特に平成12年から平成22年の10年間では、14.5%減少している。 年齢別人口は65歳以上の老年人口が年々増加し平成22年には30.8%と全国平均23.0%、奈良県平均24.0%を大きく上回る一方で、15歳未満の年少人口は9.8%と全国及び奈良県平均の13.2%を下回るなど少子高齢化が顕著である。



総人口および年齢別人口の推移

	人口総数		年齢(人)		年	齢別割合(%	o)
	(人)	15歳未満	15~64歳	65歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上
S55年	6,987	1,411	4,646	930	20.2	66.5	13.3
S60年	7,109	1,436	4,605	1,068	20.2	64.8	15.0
H 2年	7,363	1,378	4,738	1,247	18.7	64.4	16.9
H 7年	7,126	1,136	4,554	1,436	15.9	64.0	20.2
H12年	6,846	875	4,334	1,637	12.8	63.3	23.9
H17年	6,343	659	3,953	1,731	10.4	32.3	27.3
H22年	5,856	576	3,476	1,804	9.8	59.4	30.8

(国勢調査)

#### 2-1-2 土地利用

明日香村の総面積は 2,408 haで、うち 1,350 haは村の東南部を中心にして山林が占める。北西部に広がる平野部は主に田 311 haと宅地 93 haが広がっている。平野部周縁の低丘陵地に畑 59 ha、樹園地 44 haがみられる。なお明日香村の歴史的景観、風土の形成上も大きな影響をもつ農地については、経営耕地面積の減少が著しく、耕作放棄地は全農地面積(農業台帳記載分)の約3割を占めている。

農地の現況

(単位:ha)

	<b>仝</b> 体	全体 耕作地		耕作放棄地	<u>b</u>	<b>耕</b>	耕作放棄地率
	土体			2	3	101111 1001010 0011	(%)
田	336	270	29	19	18	66	19.6
畑	197	106	30	16	45	91	46.4
計	533	376	59	35	63	157	29.5

耕作放棄地1:耕作されておらず、草刈等により耕作が可能な農地耕作放棄地2:基盤整備等を行うことで、農地として利用可能な農地耕作放棄地3:森林・原野化しており農地として復元不可能な農地(H24明日香村農業委員会資料)

# 2-1-3 観光•交流

明日香村を訪れる観光客数は、昭和 50 年代のピーク時は年間約 180 万人を数えたが、近年は 60~80 万人程度である。平成 22 年(2010)の平城遷都 1300 年祭には 100 万人の訪れがあった。

明日香村では村の魅力を五感で感じることができる「明日香まるごと博物館づくり」の実現に向けて「見る・泊まる・食べる・買う・感じる」をキーワードに、さらに「つなぐ」「発信する」を加えて積極的な観光振興策を展開しているところである。具体的には平成 24 年から観光資源などの情報案内システム「あすかナビ」の開始、各種オーナー制度、飛鳥ブランドの推進などを進めている。「あすかナビ」は携帯情報端末(スマートフォン、タブレット、携帯電話)や PCの普及に対応して、寺社・遺跡・観光施設、便益施設などの村内の主要施設の情報を提供するアプリケーションサービスである。平成 25 年から奈良県が公開を開始した位置情報付きイラスト地図を配信できる「なら飛鳥京歴史ぶらり」とともに、GPS による位置情報を用いて来訪者の目的に応じた多様な情報を提供している。また MR による遺跡の 360 度視点解説映像体験「バーチャル飛鳥京」の定期的開催による、最新技術と古代飛鳥の融合による新しい魅力の提供も行っている。

明日香村の観光施設等入場者数年度別実績

年度	石舞台古墳	亀形石造物	高松塚 壁画館	飛鳥資料館	犬養 万葉記念館	県立 万葉文化館	国営飛鳥 歴史公園館	橘寺	計
H20	325,961	44,239	142,198	84,608	5,559	125,436	86,681		814,682
H21	312,847	41,203	130,220	77,365	5,407	102,180	79,679		748,901
H22	347,899	39,849	142,066	133,312	7,312	160,662	80,780	107,800	1,019,680
H23	260,548	27,424	104,418	42,479	4,506	117,779	64,742	83,100	704,996
H24	260,450	23,806	107,474	38,854	4,087	106,867	66,902	82,726	691,166

※資料:明日香村地域振興公社・飛鳥保存財団・飛鳥資料館・県立万葉文化館・公園緑地管理財団飛鳥管理センター



#### 2-1-4 文化財

飛鳥地域は、6世紀末から7世紀末の約100年間、わが国の国家基盤が形成された時代の歴代 天皇の宮が置かれた地である。明日香村内には全域にわたって、政治、経済、文化の中心地で あったことを示す多くの重要遺跡が所在する。すなわち、飛鳥板蓋宮、飛鳥浄御原宮など歴史上 著名な舞台となった遺跡が重層する飛鳥宮跡(伝飛鳥板蓋宮跡)をはじめとして、飛鳥京跡苑池 などの宮跡関連遺跡、日本最古の本格的寺院である飛鳥寺跡、川原寺跡などの寺跡、石舞台古墳、 高松塚古墳、キトラ古墳などの古墳など、東アジア諸国との交流を示す歴史的文化的遺産群であ る。

これら遺跡のうち 20 件が国の史跡に指定されており、うち石舞台古墳、高松塚古墳、キトラ 古墳は特別史跡に指定されている。発掘調査によってその存在が明らかになった飛鳥京跡苑池で は、日本庭園文化の源流を示すものとして、史跡とともに名勝にも指定されている。

有形文化財は 22 件が重要文化財に指定されており、そのうち 2 件が国宝に指定されている。 これらの中には高松塚古墳壁画(国宝絵画)、須弥山石・石人像(重文彫刻)、牽牛子塚古墳出土 品・高松塚古墳出土品(重文考古資料)などの発掘調査によって確認、出土したものも含まれている。岡寺の木心乾漆義淵僧正坐像(国宝彫刻)、飛鳥寺の飛鳥大仏とも呼ばれる銅造釈迦如来 坐像(重文彫刻)、於美阿志神社石塔婆、岡寺書院・仁王門(建造物)など多くの文化財が長い 歴史をもつ社寺に伝えられている。

平成 19 年には「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が世界遺産の暫定リストに掲載され、 現在世界遺産登録を目指して奈良県、明日香村他関係市が連携して準備を進めている。

指定等文化財件数

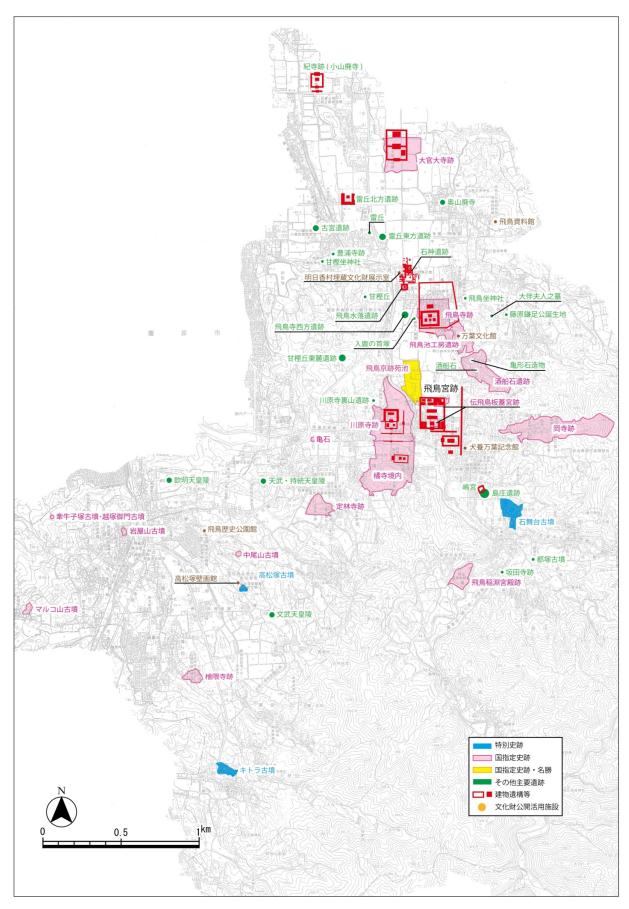
	₹	重別・区分	件数	計
	国宝	絵画	1	2
		彫刻	1	۷
		建造物	3	
		絵画	1	
国指定	重文	彫刻	10	19
国沿龙		工芸品	2	
		考古資料	3	
	特別史跡	特別史跡		24
	史跡		20	(20)
	名勝		1	(20)
国選定	重要文化的景	: 観	1	1
	絵画		1	
県指定	建造物		2	5
	史跡		2	
	彫刻		2	
	建造物		1	
村指定	史跡		2	7
	天然記念物		1	
	無形民俗文化	;財	1	

史跡には特別史跡及び重複指定の名勝含む。()は実数

# 明日香村内の国指定等遺跡の概要

名称	指定	指定年月日 (※追加指定)	管理団体	所有者	面積 (㎡)	概要
伝飛鳥板蓋宮跡	史跡	昭和47年4月10日 ※昭和58年1月12日 ※昭和58年5月19日 ※平成4年4月21日	Ι	県·民	9,308	飛鳥時代を通じて、重層的に建てられた飛鳥の 宮である。建物の配置や石敷は飛鳥時代の宮 殿様式を端的に表現しており、その解明は律令 国家形成過程を跡付ける遺跡である。
石舞台古墳	特別史跡	昭和10年12月24日 ※(特史)昭和27年3月29日	奈良県	国・県・村	12,317	石室の規模や石材の大きさなど、他に類をみない。さらに墳丘土が除去されているため、古墳石室の組み方がわかり、飛鳥のランドマーク的存在である。時の権力者、蘇我馬子の墓と考えられている。
高松塚古墳	特別史跡	昭和47年6月17日 ※(特史)昭和48年4月23日	明日香村	围	913	我が国で初めて確認された壁画古墳。石室内に極彩色の四神図・星宿図・人物像が描かれ、東アジアとの交流を色濃(表しており、飛鳥時代の思想や芸術の水準を表している。また、この発見によって我が国の文化財が市民権を得た点でも重要である。
キトラ古墳	特別史跡	平成12年7月31日 ※(特史)平成12年11月24日	明日香村	国∙村	4,301	高松塚古墳に続き、我が国二例目の壁画古 墳。四神図のほかに天文図や十二支像が描かれ、東アジアの思想を端的に表現している。なお、天文図は現存する東アジアの天文図としては最古の事例である。
川原寺跡	史跡	大正10年3月3日 ※昭和41年6月21日 ※昭和63年3月14日	明日香村	国・県・村・民	73,839	天皇の菩提を弔うために建てられた天皇の寺で、中金堂では瑪瑙(白大理石)の礎石が残る。現在は文化庁が行った環境整備で基壇が復元されており、我が国史跡整備の典型例となっている。
大官大寺跡	史跡	大正10年3月3日	明日香村	国・村・民	46,642	百済大寺から法灯を引き継ぎ、奈良大安寺へとつなぐ、飛鳥最大の寺院。現在残る金堂・講堂の土壇は藤原宮大極殿にも匹敵する。現在は良好に残された水田景観の中に巨大な土壇が残り、歴史的風土を形成している。
牽牛子塚古墳・ 越塚御門古墳	史跡	平成2年3月18日 ※平成26年3月18日	明日香村	県・村・民	11,556	凝灰岩刳抜式の横口式石槨で、二部屋を作る 特殊な形態である。石材の加工技術や周到な 計画性が伺われ、類例がない。出土遺物や八 角形の墳形から斉明天皇陵と推定されている。
中尾山古墳	史跡	昭和2年4月8日	明日香村	村	987	丘陵上に作られた八角形墳である。石槨は凝灰岩・花崗岩を組み合わせて、90㎝四方の空間しかなく、火葬骨臓器を入れていたと考えられる。古墳と火葬墓との間を繋ぐ位置づけが成され、石槨構造や墳形から文武天皇陵と推定されている。
酒船石遺跡	史跡	昭和2年4月8日 ※平成16年9月30日	明日香村	国•県·村·民	31,464	丘陵を天理砂岩の石垣や石列を巡らし、頂部に 謎の石造物である酒船石を配置する。北側の 谷底からは亀形石槽の導水施設が発見され、 水に関わる天皇祭祀の空間と考えられる。日本 書紀と対比できることや、飛鳥の石造物の構造 を把握できる点で重要である。
定林寺跡	史跡	昭和41年2月25日 ※平成5年3月4日	明日香村	国・民	17,163	独立丘陵上に建立された飛鳥時代の寺院である。聖徳太子建立の寺としての伝承をもつが、 特異な伽藍配置をもち、渡来系氏族の氏寺として繁栄した。

名称	指定	指定年月日 (※追加指定)	管理団体	所有者	面積 (㎡)	概要
飛鳥寺跡	史跡	昭和41年4月21日	明日香村	県·民	46,184	我が国初の七堂伽藍を備えた本格的な寺院である。その建築様式や出土瓦の文様が東アジアからの知識・技術交流を表しており、後の建造物に多大な影響を与えた。現在は最古の仏像である飛鳥大仏が座している。
橘寺境内	史跡	昭和41年4月21日	_	県·民	95,245	聖徳太子誕生の地と伝承される寺で、飛鳥時代には川原寺に対する尼寺とされる。中世には 戦災に遭い、伽藍は焼失するが、聖徳太子信仰とも相まって、伽藍が再興されている。
岩屋山古墳	史跡	昭和43年5月11日	_	村	1,125	切石の綺麗な花崗岩を使用した石室で、岩屋 山式石室の典型である。石舞台古墳と並んで、 我が国の石室形態を理解するには欠かせない 古墳である。
飛鳥水落遺跡	史跡	昭和51年2月20日 ※昭和57年3月23日	Ι	村	1,219	我が国初の水時計。東アジアとの知識・技術導入を経て作られたが、当時の天皇は時間と空間を支配することによって、天皇を頂点とする政治体系を具現化する遺跡としても重要である。
飛鳥稲淵宮殿跡	史跡	昭和54年3月20日 ※昭和56年5月16日 ※平成16年2月27日	明日香村	国·民	12,750	飛鳥川の河辺にコンパクトにまとまった宮殿遺構である。正殿・脇殿に石敷広場をもつなど、飛鳥の宮殿の中心部の特色を端的にもつ典型例である。飛鳥河辺行宮と推定される。
マルコ山古墳	史跡	昭和57年1月16日 ※平成20年7月28日	_	村・民	3,029	壁画古墳である高松塚・キトラ古墳と同構造の 石槨をもつ終末期古墳。壁画は描かれていな かったが、石槨内には漆喰を塗る。 墳形は多角 墳で我が国では類をみない形で、皇子の墓と推 定される。
飛鳥池工房遺跡	史跡	平成13年8月13日	I	県	19,981	金・銀・銅・鉄・ガラス・玉・漆製品・瓦をはじめ、 我が国初の鋳造貨幣である富本銭を生産して いた飛鳥時代最大の総合工房である。当時の 生産技術・水準・施設を解明するだけでなく、律 令国家の生産体制についても伺うことができ る。
檜隈寺跡	史跡	平成15年3月25日	I	民	7,611	渡来人が多く住んでいた地域に建立された渡 来人の寺である。他に例をみない特異な伽藍配 置を呈しており、瓦積基壇を採用するなど、東 アジアとの交流を物語る寺院である。
飛鳥京跡苑池	史跡• 名勝	平成15年8月27日	_	県·民	27,413	飛鳥宮跡に直接属する庭園で、広大な規模と 構造をもつ。池内には噴水の石造物があり、東 アジアとの交流を色濃く裏付けている。
岡寺跡	史跡	平成17年8月29日	_	民	82,865	飛鳥の東方にあり、草壁皇子の宮地に建てられたとも伝承される寺院である。 厄除信仰と共に興隆し、周囲の社叢とあいまって、独特な景観を醸し出している。 現在は仁王門・書院が重要文化財に指定されている。



主な文化財等分布図

#### 2-1-5 法規制

明日香村においては、村全域にわたって歴史的風土が良好に維持されていることから、その保存を図るために、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下「古都保存法」という。)の特例法として昭和55年(1980)に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(以下「明日香法」という)が制定された。この法律によって明日香村においては全域が歴史的風土特別保存地区に指定され、現状の変更を厳しく規制する第1種歴史的風土保存地区と現状の変更を抑制する第2種歴史的風土保存地区が定められている。なおこれらの地区はすべて奈良県風致地区条例に基づいて風致地区に指定されている。また遺跡のうち20件が史跡(特別史跡、名勝含む)に指定され、村の面積の2%にあたる史跡指定地内では遺跡の保存のため現状変更行為などが制限されている。また平成23年(2011)には景観法に基づく明日香村景観計画を策定し、従来の古都保存法、奈良県風致地区条例を踏襲した上で、カーポート、屋外の自販機、3階建・総2階建の建築物、バルコニー、耕作放棄地・放置森林など、古都法保存法や奈良県風致地区条例の制定時には想定されていなかった現代的な課題に対応するための新たな基準を一部追加している。

明日香村における法規制状況

根拠法令	規制地区・地域	面積(ha)
古都保存法※1	第1種歴史的風土保存地区	125.6
明日香法※2	第2種歴史的風土保存地区	2,282.4
	市街化区域	105.9
## = L 面 : +	第1種低層住居専用地域	82.4
都市計画法	第1種住居地域	23.5
	特別用途地域	17.9
	市街化調整区域	2,302.1
	第1種風致地区	125.6
奈良県風致地区条例	第2種風致地区	855.4
	第3種風致地区(橿原市14ha含む)	1,441.0
都市公園法	国営公園	59.7
制加立國人	その他都市公園	3.7
文化財保護法	史跡名勝指定地	20ヶ所 49.4
文化别 休丧 <i>运</i>	(うち特別史跡)	(3ヶ所 1.8)
景観法 明日香村景観条例	景観計画区域	村全域
農振法*3	農用地区域	458.0
<b>辰</b> 派/	農業振興地域	1,494.0
森林法	保安林	18.0
奈良県屋外広告物条例	禁止区域	村全域

※1: 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

※2:明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

※3:農業振興地域の整備に関する法律

# 2-2 上位・関連計画

## ① 『第4次明日香村総合計画』(平成22年3月 明日香村)

村の将来像である「古都の風格を育み、住む喜びと新たな魅力を創造する-明日香を「感じ」「知り」「守り」「育てる」村づくり-」を実現するため、村づくりのエンジンとなる施策の分野で、「農」「文化財」「交流産業」「景観」の4つを戦略的施策に位置づけている。これらの魅力を高め『「明日香」を感じることができる、もてなしの村づくり』=「まるごと博物館構想(づくり)」を推進することで、交流人口・定住人口の増加と地域経済の活性化を目指すものである。戦略的施策のひとつの「文化財」については、「目標 1:文化財の学術的価値の解明を計画的に進め、適切な保存と効果的な活用に取り組む」と「目標 2:世界遺産登録に向けて文化財保存活動を推進する」の2つの目標を掲げている。目標1では学術調査の推進により適切な保存を講じるとともに、本物を見られる・本物を感じられることに重点を置き、訪れる人の想像力をかきたてるような活用を図るとしている。なお、土地利用計画において、飛鳥宮跡を含む一帯は「歴史的保存活用ゾーン」とし、"飛鳥京の中心部であり、古代の歴史文化を体験できるよう文化財の保存と活用を図る"ゾーンに位置づけている。

#### ② 『第4次明日香村整備計画』(平成22年7月策定 奈良県)

明日香村における生活環境及び産業基盤等の整備にあたっては、(1) 国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進、(2) 歴史的風土の維持・向上、(3) 歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上、(4) 生活環境基盤整備の推進の4つの基本的方向性を示している。

- (1) については、歴史展示の拠点施設:奈良県立万葉文化館を歴史の総合展示施設としての再整備、遺跡の整備:飛鳥京跡苑池および隣接する飛鳥川の整備による飛鳥時代の風景の再現、飛鳥浄御原宮などの整備に向けての検討があげられている。また、歴史展示の視点から寺院・遺跡などのコンピュータグラフィックスの積極的活用による解説の充実への取り組みなどが謳われている。
- ③ 『明日香における歴史展示等のあり方基本方針』(平成22年3月 奈良県)、『明日香における歴史展示実施計画』(平成23年3月 奈良県)

歴史展示の目的は、見るだけでは理解しがたい「歴史」を、地下遺構のわかりやすい解説や建物や遺構等の復元など様々な手法によって展示することで、国家基盤の形成の地である明日香の国家形成の経路が体験でき回想できる地として後世に残すというものである。

歴史展示の推進のための具体的整備としては、◎万葉文化館の整備、◎飛鳥京跡苑池の整備、 ○寺院・遺跡等での歴史展示、○回遊コースの設置設定、○歴史回廊の整備 をかかげ、◎を主 要施策としている。

このうち、「飛鳥京跡苑池の整備」については、「発掘調査と基本構想等を踏まえ、復元整備を 行うとともに、歴史体感機能、歴史展示機能、周辺史跡の案内・紹介機能、便益施設等の付加的 機能を持たせる方向検討を進める」としている。

なお、『明日香村における歴史展示のあり方基本方針』においては、飛鳥京跡苑池の整備とともに、「飛鳥浄御原宮正殿・エビノコ大殿」の復原を掲げており、「歴史上意義深い飛鳥浄御原宮正殿及びエビノコ大殿についても飛鳥京跡苑池の整備復原と同じく、奈良県が主体となって国・村等関係機関とも連携しながら飛鳥時代の風景の再現を目指して検討を進めます。」としている。

## ④ 『明日香村景観計画』(平成23年3月 明日香村)

明日香村の景観の特徴、文化財の分布状況、既存の法制度の枠組みなどに基づき7つのゾーンが設定され、飛鳥宮跡は「重要歴史的景観ゾーン」「市街地賑わい景観ゾーン」にまたがって位置する。また、伝飛鳥板蓋宮跡は「歴史的景観の視点場」に設定されている。

#### <基本方針>

# □重要歴史的景観ゾーン

明日香村の歴史的風土の枢要地区及び国営飛鳥歴史公園区域において、史跡と周辺の自然環境が一帯となった歴史的景観を保全する。また、新たな史跡等の発掘調査と保存整備手法の検討を継続的に実施し、歴史的景観の価値の向上を図る。

# □市街地賑わい景観ゾーン

明日香村の玄関口にふさわしい風格ある交流拠点景観を創出する。また、歴史的風土と調和した明日香村らしい賑わい景観を再生・創出する。

#### □歴史的景観の視点場

視対象となる歴史文化遺産及び周辺の自然環境の保全・管理を進め、歴史文化遺産と周辺自然環境が一体となった明日香村の歴史的風土の価値を維持・継承を図るとともに、景観阻害要因の除去を通じ、明日香村の歴史的風土の再生を図る。また、視点場では、明日香村の歴史を学べ、物語を感じとれるような工夫により、明日香村の歴史的風土の価値をより多くの人が享受できる場としての整備を推進する。

#### ⑤ 『明日香村文化財総合管理計画』(平成 26 年 3 月 明日香村教育委員会)

#### <保存管理・活用の基本方針>

伝飛鳥板蓋宮跡は、明日香村における宮跡の中心遺跡であり、3期にわたる宮殿遺構が重なって存在していることが明らかとなっている。なお明らかとなっていない部分については、計画的な発掘調査を進めることにより明らかとしながら、史跡の指定区域拡大及び公有化を含め、内郭及びエビノコ郭を含む地域の一体的な遺跡の保存に向けた取り組みを進める。

また外郭を含めて遺跡の範囲は、市街化区域内の集落部分を含む広範な範囲に及ぶことから、 遺跡保存と地域住民の生活との調和を、地域及び関係機関との十分な協議、調整のもとに図って いく。

その上で、伝飛鳥板蓋宮跡は、かつての飛鳥時代の宮殿が重層し存在した「飛鳥宮の空間」の中心として、遺構の復元整備等を通じた古代の歴史・風景の可視化による学習、交流の拠点として積極的な活用を図る。

#### ◎保存管理

#### ○遺跡の全貌の早期把握

これまでの調査成果をふまえ、内郭及び外郭の範囲内のみならず、周辺遺跡との関係を含む遺跡の全貌を把握することを目標として、引き続き計画的な発掘調査を実施する。

#### ○遺跡の完全保存

遺跡を完全に保存していくことを目標とする。

上記を実施していく場合にあたり、特に遺跡が市街化区域内にあることから、地域住民の 意向を十分に尊重し、十分協議、検討のもとで両者の調和を図る。

#### ○史跡の指定拡大

飛鳥川右岸において想定される内郭及びエビノコ郭を含む一帯の地域について、早期の史跡指定拡大を図る。さらに、外郭について計画的な発掘調査を実施し、遺跡の全貌の把握を進めた上で、明らかとなった遺跡の範囲、性格を考慮し、史跡の指定拡大を図る。

なお、その際には、明日香村全体の土地利用計画の中でのこの地域の位置づけに留意し、 市街化区域の見直しを含めて検討を行う。

#### ○公有化の推進

史跡区域内について公有化は進展している一方で、史跡区域周辺では点在する一部の土地 の公有化に留まっている。特に内郭の主要遺構については、その多くが現況の土地利用が民 有の農地となっている。

内郭・外郭の広範囲に亘る遺跡の適切な保存および活用を図るために、前項の史跡指定区域の拡大とあわせて、公有化を推進する。

#### ○現状変更及び開発行為への対応

史跡区域内の現状変更については、遺跡整備及び学術調査等に係る行為以外は認めないことを基本方針とする。

史跡区域周辺については、重要遺構が存在することが確実であることから、史跡区域内と同様の取扱いとする。やむを得ず開発行為を実施する場合においては、行為の必要性を明らかにした上で事前に発掘調査を行い、地下遺構に影響を及ぼすなど遺構の保存上支障となる開発行為は許容しないことを基本方針とする。

#### ○市街化区域内における遺跡の保存

発掘調査の進展と遺構の検出によっては、市街化区域の見直しを含め、法規制、土地利用のあり方を見直す。

#### ○飛鳥宮跡保存活用構想との連携による適切な保存施策の推進

飛鳥宮跡保存活用構想の実現に向けて、史跡区域及び周辺における適切な遺跡の保存を前提とした整備活用を推進する。

#### ◎活用

#### ○飛鳥宮跡の中心となる内郭の整備活用の推進

伝飛鳥板蓋宮跡の史跡区域を中心に内郭の遺構が残る飛鳥川右岸の一帯は、飛鳥時代の宮殿が重層する「飛鳥の政治文化の中枢」である。往時の宮殿の規模や様子を感じられる空間と位置づけ、史跡区域内に留まらず、内郭全体を対象とした遺構の復元整備等を通じ、古代の歴史・風景の可視化による積極的な活用を図る。

#### ○飛鳥の歴史文化を学び、地域との交流を図る拠点としての機能充実

伝飛鳥板蓋宮跡は飛鳥中心部に位置しており、明日香まるごと博物館づくりにおいて、村 内周遊の拠点としての役割が期待される。

飛鳥時代を通じ宮殿跡が重層する内郭の遺構だけでなく、隣接する飛鳥京跡苑池や飛鳥寺跡、また村内各所の宮殿遺構、藤原宮跡との関係をふまえた解説や展示を通じ、飛鳥の歴史文化への深い理解のもと、来訪者が周遊観光を行うための学習、情報提供の場としての機能充実を図る。

また、バーチャル体験やガイドツアー、発掘体験など各種イベントを通じた村民・地域の活動団体等との交流の場として、多様な活用に資する機能の充実を図る。

# ○飛鳥宮跡を核とした歴史的景観の形成

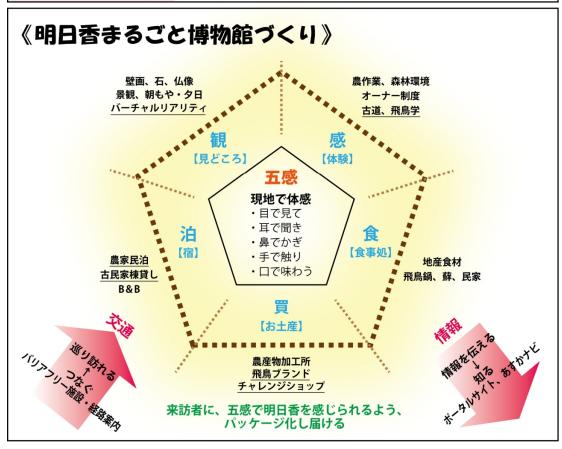
伝飛鳥板蓋宮跡周辺は、飛鳥時代の政治文化の中心であった。飛鳥宮の風景を今に伝える、 新たな飛鳥の景観形成の核としての役割が期待される。

飛鳥盆地の景観の中心部分として、明日香村景観計画と連携のもと、飛鳥川や農地、集落、 周辺の史跡等など、遺跡を取り巻く周辺環境との調和を図り、世界的な文化遺産に相応しい 歴史的景観形成のための取り組みを進めて行く。

# ⑥ 『明日香まるごと博物館づくり』

明日香村では地域活性化戦略として村全域を五感で体感できるフィールドミュージアム「明日香まるごと博物館」を提唱している。明日香ならではの「歴史文化を観る」ための見どころの整備として、バーチャルリアリティも活用しながら、飛鳥京苑池の整備、飛鳥宮跡の復元整備、高松塚古墳壁画の公開展示に向けた取り組み、世界遺産登録の推進などにより、「明日香まるごと博物館」の実現を目指している。





# 2-3 飛鳥宮跡の概要

# 2-3-1 飛鳥宮跡の概略

飛鳥時代に営まれた宮殿の多くは、飛鳥およびその周辺に集中して営まれた。なかでも明日香村岡の平坦部を中心に、ほぼ同じ地域に重複して宮殿が造られている。これらの遺構はこれまでの調査研究によって、飛鳥岡本宮、飛鳥板蓋宮、後飛鳥岡本宮、飛鳥浄御原宮とされている。これらの宮を総称して、本書では「飛鳥宮跡」という。発掘調査で検出された宮殿遺構は大きくは3時期からなり、これを下層からⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期と呼んでいる、出土した土器や木簡の年代の検討から、Ⅰ期が舒明天皇の飛鳥岡本宮(630年~)、Ⅱ期が皇極天皇の飛鳥板蓋宮(643年~)、Ⅲ月は二つの時期に細分され、Ⅲ-A期が斉明天皇・天智天皇の後飛鳥岡本宮(656年~)、Ⅲ月日期が天武天皇・持統天皇の飛鳥浄御原宮(672年~)とされる。

最も遺構の状況が把握されているのは、上層のⅢ期の遺構で、内郭、エビノコ郭、外郭から構成されている。内郭は天皇の私的な空間で後の内裏に相当する。エビノコ郭はⅢ-B期に新たに造られた区画で、大極殿の一画とみられている。なお、一帯からは瓦は出土していないことから宮殿の屋根は檜皮葺、もしくは板葺であった。

調査で確認された遺跡の一部は「伝飛鳥板蓋宮跡」として史跡指定され、遺構の表示などの整備が実施されているが、その範囲は遺跡全体のごく一部に留まっている。

# 2-3-2 調査の経過

飛鳥宮跡の調査は、昭和 34 年 (1959) に奈良国立文化財研究所が中心となって行った、吉野川分水の東部幹線水路建設に伴う調査を契機とする。この調査では、のちに内郭と呼ばれる空間の北区画施設であることが判明する北一本柱列 SA5901 が検出された。昭和 35 年から調査主体は奈良県立橿原考古学研究所となり、約半世紀にわたって飛鳥宮跡の調査が継続されてきた。初期の調査は北一本柱列の究明を中心に展開し、方形に石組溝をめぐらした大型井戸 SE6001 や内郭の北東隅、内郭北東部の大型掘立柱建物 SB6010. SB6405. SB6205 などが相次いで確認され、これらの調査範囲が昭和 47 年に「伝飛鳥板蓋宮跡」として国史跡の指定を受けて、史跡公園として整備された。さらに東一本柱列 SA6101 の南への延長が確認されたことで宮殿遺構が南に大きく広がることが判明し、吉野川分水の計画路線は当初路線よりも北に移動させられることとなった。

昭和 40 年(1965)以降はさらに周辺地域へと調査が拡大され、内郭の北で実施された第 10 次調査では飛鳥宮跡において初めて木簡が出土した。その他の調査でも石組溝や石敷が検出され、宮殿遺構の広がりは岡寺山から派生してくる丘陵裾まで及ぶことが明らかとなり、昭和 50 年(1975)の第 47 次調査では東一本柱列 SA6101(内郭東辺掘立柱塀)から東方約 106m の岡寺山麓で南北方向の掘立柱塀 SA7405、その外には大規模な石組溝 SD7410 を検出し、内郭の周囲に外郭とよばれる空間の存在が確認された。また外郭東辺の掘立柱塀 SA7405 の下層にあたる土層から木簡がまとまって出土し、特に大化5年(649)2月から天智3年(664)2月まで使われた冠位「大花下」を記した木簡は、その共伴した土器群とともに遺構の年代を考える貴重な資料となった。

昭和 52 年(1977)に内郭の東南方、現在の明日香村役場の東で実施された第 61 次調査では 飛鳥宮跡の発掘調査の中で最大規模の建物 SB7701 が検出され、字エビノコに所在したことから エビノコ大殿と命名された。昭和 54 年には内郭前殿 SB7910、翌 55 年には内郭南門が病院建設予定地の調査で検出され、これによって内郭の南北中心軸、南北・東西規模が確定した。この調査に前後して実施された第 71 次・75 次調査では内郭を南北に区分する東西塀 SA7904 が検出され、北区画には人頭大の石が、南区画には拳大の砂利が敷き詰められていることもわかった。このように飛鳥宮跡は大まかにみて内郭とエビノコ郭、そしてそれをとりまく外郭で構成されることが明らかとなった。また、上層遺構(III期遺構)の下に 2 つの時期の遺構(I 期・II 期遺構)が存在することが認識されるようになり、昭和 60 年(1985)の第 104 次調査で外郭端から出土した「大津皇」「辛巳年」などと記された大量の削り屑木簡の出土が、III 期遺構が天武天皇の飛鳥浄御原宮である可能性を高めた。平成元年(1989)から平成 9 年の間の調査結果により、エビノコ郭の規模が確定し、エビノコ大殿が南面するにもかかわらず南に門は無く、西に正門が開く極めて特異な形態をした空間であることが判明したが、これをどのような空間とみるかは現在に至るまで議論の決着をみていない。

平成 11 年 (1999) からは 4 次にわたって、かつて出水の酒船石と呼ばれていた石造物が置かれていた内郭の北西一帯が調査され、飛鳥宮跡に付属した苑池遺構が明らかとなり、平成 15 年 (2003) に「飛鳥京跡苑池」として国史跡・名勝に指定された。また「嶋宮」をはじめとして薬用にかかわる木簡が出土し、付近に典薬に関わる役所の存在が想定された。

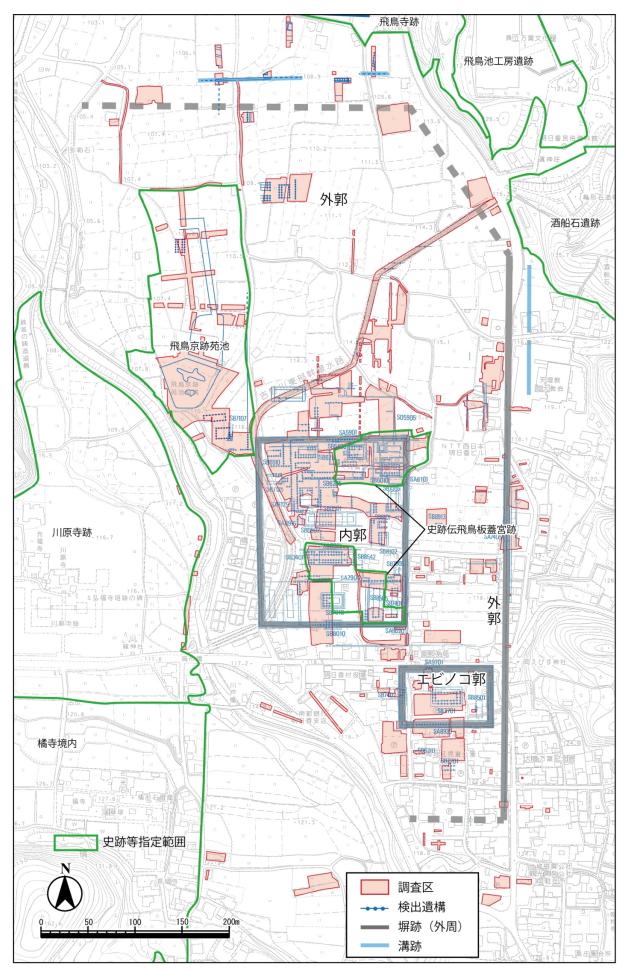
平成 15 年 (2003) からは内郭の保存活用のための構造解明、宮北辺の究明を目的として「飛鳥正宮の学術調査事業」が実施され、内郭北区画に南の正殿 SB0301、北の正殿 SB0501 が配置されていることが判明した。飛鳥寺の南側で行われた調査では東西方向の石組溝 SD0605. SD0901 が検出され、直線上に位置して検出した溝もほぼ同時期に位置づけられるものであることから一連のものである可能性が高いが、間には掘立柱建物 SB0803 が位置するため一直線状にはならない。これらの石組溝は飛鳥宮跡において確認されている中で最大の規模をはかるもので、外郭北部域の基幹水路といえる。またほぼ同規模の南北方向石組溝 SD0315 が内郭西限推定位置の北延長で確認されており、これらが外郭全体を囲うものであるのか、あるいは外郭に複数構成された区画の一つであるのかは明らかでないが、区画施設を構成するもののひとつであることはほぼ間違いない。さらに、東西方向石組溝 SD0605. SD0901 を境にして南側の遺構は正方位が基本であるのに対して北側においては方位の振れる遺構が多く、外郭北限の手がかりとなる可能性がある。

出土した土器や木簡の年代から、 I 期・舒明天皇の飛鳥岡本宮 (630~)、 II 期・皇極天皇の飛鳥板蓋宮 (642~)、III-A 期・斉明天皇・天智天皇の後飛鳥岡本宮 (656~)、III-B 期・天武天皇・持統天皇の飛鳥浄御原宮 (672~)があったことがほぼ確定した。最上層の遺構である III 期については、その構造の大半が明らかになってきており、中心は東西約 160m、南北約 195m の一本柱の塀によって囲まれた内郭で、その外側の外郭は東西幅約 360m、南限・北限は未確定だが、南東にはエビノコ郭があり、北は飛鳥寺の南側まで多数の建物群があったと考えられている。

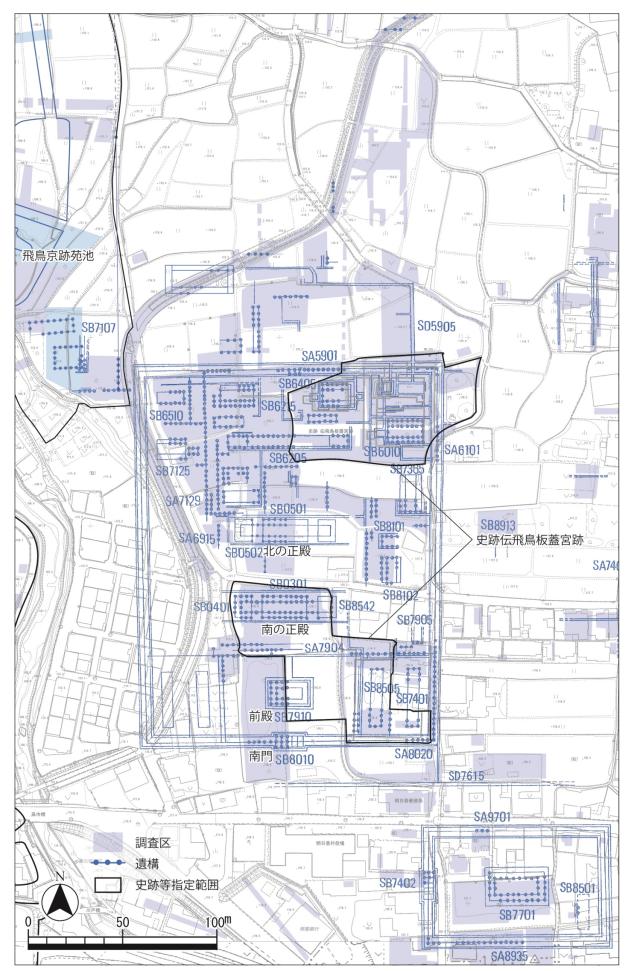
(奈良県立橿原考古学研究所「飛鳥京跡Ⅲ」2008年より)

# 主な調査の概要

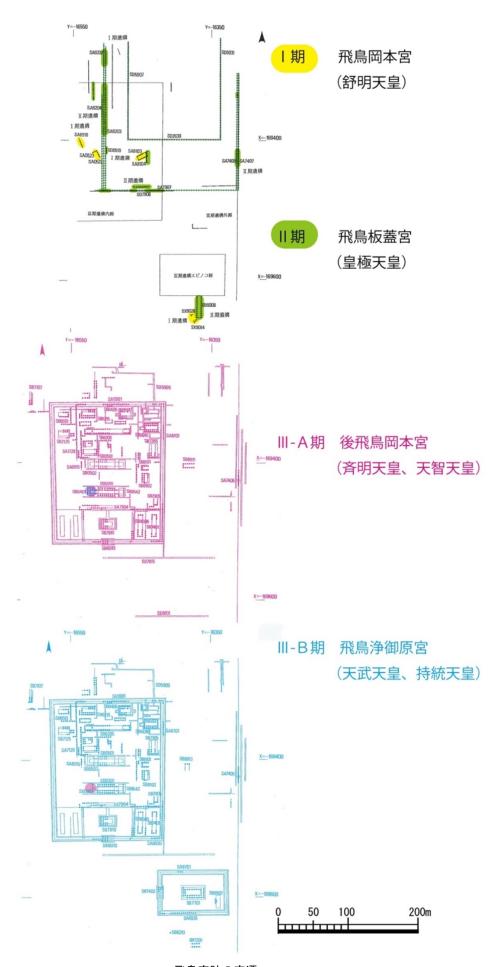
調査次数	調査面積	調査期間	目的	検出した主な遺構
奈文研	220m²	59.4.13-5.31	遺跡確認の予備調査	内郭北区画SA5901
橿考研1	1060m²	60.11.22-61.6.8	奈良国立文化財研究所の調査成	方形に石組溝をめぐらした施設SE6001、井戸南方建物SB6010の 西半
橿考研2	926m <sup>‡</sup>	61.12.1-62.4.16	果を受けた範囲確認の緊急調査。	井戸南方建物SB6010、内郭東区画SA6101
橿考研3	971 m <sup>2</sup>	62.12.22-63.3.30	北一本柱列SA5901をの周辺を中心として宮殿遺跡そのものがどの	長廊状建物SB6205、下層遺構(Ⅱ基)SA6202.6203.6212
橿考研4	1211m <sup>2</sup>		ように展開しているかをあきらかにすることを目的とする。計画されて	SE6001が井戸であることを確認、内郭北東隅
橿考研5	312m <sup>2</sup>	64.11.29-66.3.31	いる吉野川分水の計画路線を宮	井戸西方建物SB6405の東半、内郭北区画SA5901
橿考研6	180m <sup>²</sup>	64.11.29-66.3.31	殿遺跡からいかに外すかというこ  とで計画・実施された。	内郭南区画東区SA6101、下層の石組溝
橿考研7	580m <sup>*</sup>	65.11.27-66.3.30		井戸西方建物SB6405、内郭北区画SA5901
橿考研9	1060m <sup>2</sup>	66.7.24-9.15	内郭北東の外郭の調査、電電公 社新築に伴う調査	南北石組溝SD6531.6532.6533
橿考研10		66.12.23-67.3.26	内郭北隣接地の調査、I 期遺構 の確認、範囲確認調査	南北石組み溝SD5905、東西石組溝SD6605、木簡出土
橿考研47	760m <sup>‡</sup>	75.1.16-	範囲確認調査	外郭東区画施設SA7405、Ⅱ 期遺構東区画施設SA7406.7409
橿考研51	230m <sup>2</sup>	76.1.20-4.2	範囲確認調査	外郭東区画施設SA7405の東雨落溝SD7410、その下層から「大花下」「白髪部五十戸」など大量の木簡出土
橿考研57	290㎡	76.10.5-12.2	内郭南方の調査、郵便局新築に 伴う調査	東西石組溝SD7615、砂利敷
橿考研61	1390㎡	77.3.19-12.10	駐車場造成に伴う調査	エビノコ郭正殿SB7701
橿考研71	400㎡	79.3.7-8.23	内郭北区画と南区画の境の調 査、範囲確認調査	東西区画塀SA7904、SB7905、内郭南区画東区の建物SB7401、 内郭東区画塀SA6101、II 期遺構
橿考研73	836m <sup>‡</sup>	79.8.23-80.3.18	病院建設に伴う調査	内郭前殿SB7910
橿考研74	22 m²	80.4.16-4.17	住宅新築に伴う調査	エビノコ郭西門SB7402
橿考研75	350m²	80.5.8-9.19	内郭北区画と南区画の境の調 査、範囲確認調査	区画塀SA7904、Ⅱ 期遺構
橿考研78	426m <sup>2</sup>	80.9.19-81.3.31	病院建設に伴う調査	内郭南門SB8010、内郭南区画塀SA8020
橿考研104	16m <sup>2</sup>	85.3.22-3.30	工場改築に伴う調査	外郭東区画塀SA7405の東雨落溝SD7410東雨落溝SD7410、その 外側の土坑状遺構から「大津皇」なあど大量の木簡が出土
橿考研116	670m <sup>2</sup>	89.6.2-9.16	都市計画公園整備に伴う調査	エビノコ郭南辺区画塀SA8935、下層石組溝SD8931
橿考研120	280m <sup>2</sup>	90.9.4-11.27	都市公園整備に伴う調査	エビノコ郭南辺区画塀SA8935、下層遺構SD8931、II 期遺構 SB9008
橿考研133	80 m <sup>2</sup>	96.1.24-2.26	エビノコ郭西南隅の調査、住居改 築に伴う調査	南区画塀SA8935
橿考研136	98.3m²	97.7.22-10.3	住居改築に伴う調査	エビノコ郭北辺区画塀SA9701
橿考研140	1000㎡	99.1.18-8.10	飛鳥京跡苑池遺構1次調査、範囲 確認調査	苑池SX9808、出水の酒船石
橿考研143	900m <sup>2</sup>	00.11.27-01.4.4	飛鳥京跡苑池遺構2次調査、範囲 確認調査	渡堤SX0002、石組水路SD0013、木簡出土
橿考研145	500m <sup>2</sup>	01.5.7-8.1	飛鳥京跡苑池遺構3次調査、範囲 確認調査	渡堤SX0002、中島SX9805、木簡出土
橿考研147	430m <sup>2</sup>	01.11.19-02.2.27	飛鳥京跡苑池遺構4次調査、範囲 確認調査	石組水路SD0013
橿考研151	600m <sup>2</sup>	03.11.12-04.3.31	飛鳥正宮の学術調査事業、内郭 北区中央での調査	大型建物SB0301、石敷SH0302
橿考研153	900m²	04.11.8-05.3.31	飛鳥正宮の学術調査事業、内郭 北区画中央の調査	SB0301(南の正殿)
橿考研155	700m²	05.11.15-06.3.21	飛鳥正宮の学術調査事業、内郭 北区画中央での調査	SB0501(北の正殿)、I 期·Ⅱ期遺構も検出
橿考研157	250m <sup>2</sup>	06.12.4-07.3	飛鳥宮北辺の調査	東西石組溝SD0605
橿考研164	300㎡	09.11.24-10.3.31	「世界遺産登録推進事業」に伴う 外郭北部域の調査	飛鳥寺南の石敷広場、東西石組溝SD0901
橿考研165	1270m <sup>2</sup>	09. 11. 9-0. 2. 15	吉野川分水改修工事に伴う調査	掘立柱建物、石組溝



発掘調査箇所と検出遺構

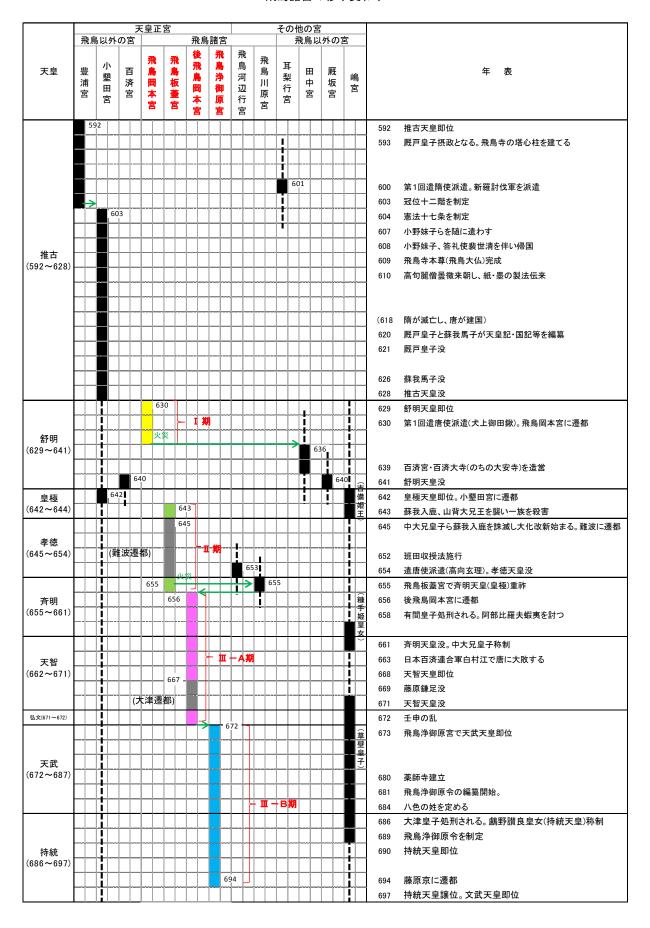


Ⅲ期内郭およびエビノコ郭遺構分布状況図



飛鳥宮跡の変遷

#### 飛鳥諸宮の移り変わり



# 2-3-3 遺構の概要

## (1) I 期遺構:飛鳥岡本宮(630年~636年)

最下層の I 期遺構で、舒明天皇の宮跡である。上層遺構の保護のために調査箇所が限られているが、掘立柱建物跡をはじめ掘立柱塀跡、石敷、石組溝などが確認されている。飛鳥川の流れる方向に沿うように地形の傾斜にあわせて北で西に約 20 度振れるのが特徴である。柱穴から大量の焼土や炭が検出されており、飛鳥岡本宮が焼失したことを裏付けている。

#### ② Ⅱ期遺構:飛鳥板蓋宮(643年~655年)

皇極天皇が造営した宮跡で、Ⅱ期遺構がこれにあたる。板蓋というのはそれまでの宮殿の屋根が檜皮葺などであったのを板葺きにしたことによるものとみられる。Ⅲ期遺構の下層にあるため遺構の詳細は不明であるが、正方位に造られていることが特徴である。自然傾斜に沿った地に造られたⅠ期遺構の跡地を大造成して方位を北に揃えている。検出遺構は宮殿を区画する塀と溝が殆どである。区画は回廊状の大きな方形区画で、東西約 190m、南北 198m以上を計り、後のⅢ期の内郭よりも規模が大きく、東の山寄りに位置する。板蓋宮も 655 年に火災で焼失している。

#### ③ Ⅲ期遺構

# ■Ⅲ-A期:後飛鳥岡本宮(656年~672年)

斉明天皇が造営した宮跡である。さらに壬申の乱後に天武天皇がこの宮に入り、一部整備したものが飛鳥浄御原宮とされている。前者をⅢ-A期、後者をⅢ-B期と呼んでいる。

Ⅲ期遺構は東西 152~158m、南北 197mの内郭を中心とし、これを取り囲むように外郭南北 約 800m(推定)、東西約 300~450mの外郭がある。南よりに位置する東西方向の掘立柱塀に よって内郭は南北ふたつの区画に分けられており、南側はこぶし大の礫、北側は人頭大の石を敷き詰めている。南区の中軸線上には内郭の正門である南門と前殿がある。前殿の東側には 2 列の掘立柱塀を挟んで南北に長い掘立柱建物が 2 棟並んでおり、西側にも対称にあったとみられることから朝堂とみる説もある。北区画の中軸線上には桁行 8 間・梁間 4 間の大型の正殿が南北同一規格で並んでおり(南の正殿・北の正殿)、正殿の東西両側には桁行 3 間・梁行 4 間の脇殿が廊下で繋がっていた。北区画の正殿北部や東西は塀によって細区分され、多くの掘立柱建物が確認されている、また北東隅から石敷が周囲を巡る大型井戸が検出されている。このような遺構の配置や、石敷による空間の区別などから、南は公的空間、北は天皇の私的な空間であるとみられている。

外郭を区画する施設は明瞭に確認されているのは東辺の一本柱塀のみで、内部は面的に調査された苑池以外はほとんど調査がされていないため、一部石組溝や掘立柱塀、建物跡が検出されるに留まっている。出土した木簡から苑池を管理した嶋官や、大宝律令にある典薬寮・造酒司・大炊寮など宮内省下部組織にあたる官衙群などの存在が想定されている。

### ■Ⅲ-B期:飛鳥浄御原宮(672年~694年)

天武天皇・持統天皇の宮跡で、基本的には前代の後飛鳥岡本宮(III-A期)の施設を踏襲して利用している。当時期には内郭の南東に新たな区画・エビノコ郭(地名より命名)が造営されている。東西約 94m、南北約 55mの一本柱塀が取り囲み西に門を開く。中央部には飛鳥宮跡で最大の建物である東西 9 間・南北 5 間、四面庇をもつエビノコ大殿があり、周囲は礫敷舗装されており、大極殿に相当する建物とみられている。

#### ■内郭

内郭の規模は、南北約197m、東西152~158mで、周囲を屋根付きの掘立柱塀が囲む。内郭の南よりに位置する東西 方向の掘立柱塀(SA7904)によって南と北の区画に分かれる。北には人頭大の玉石が、南には拳大の砂利が敷きつめ られており、舗装の方法が大きく異なることから、使われ方、性格も異なるものと推定される。

	南門	内郭南北中心軸上の南辺に南門(SB8010)が開く。東西5間、南北2間で両側は内郭外周の掘立柱 塀が取り付く。南区画の門であり、内郭全体の正門である。
内郭南区画	前殿	南門の北に前殿(SB7910)がある。東西7間、南北4間、四面に庇がつく。建物の周囲には幅0.9mの 玉石敷がめぐる。床束はなかったが床張りと推定される。 南区画の正殿であり、内郭全体の正殿でもある。 前殿の前面は幅約12mの砂利敷きの広場となっており、「庭」とよばれる儀式空間であったとみられる。前殿の北側には建物中央部に幅約3mの人頭大の石敷の通路が北区画に向かって延びる。
	南北建物	前殿の東に2本の掘立柱塀を挟んで2棟の南北建物(SB7401、SB8505)が並立する。それぞれ南北10間、東西2間の掘立柱建物で床張り。前殿を挟んで西側に対の建物を想定(未調査)し、これを朝堂とする見解もある。
内郭北区画	南の正殿北の正殿	北区画の南北軸線上に二つの大型建物(南・SB0301、北・SB0501)がある。ともに東西8間、南北4間で北と南に庇をもつ切妻建物。二つの大型建物の東と西にそれぞれ廊状建物でつながる小殿が配されている。小殿は東西3間、南北4間で大型建物とつながる廊状建物側を除く三辺に庇がつく。高床の建物で、南側建物跡の階段痕跡から約2mの高床とみられる、これら建物群は内郭の南北軸線上に同規模で南北に並ぶことから、同時に計画性をもって造営されたとみられている。またそれぞれの大型建物の四隅からは旗ざおを立てた幢幡施設遺構とみられる柱穴が検出され、建物の前面には儀式を行うための広場である石敷きの「庭」が設けられていた。これらは内郭北区画における正殿するとみられ、それぞれ北の正殿、南の正殿と呼んでいる。なお、南の正殿の西側小殿は、飛鳥浄御原宮にあたる $\Pi-B$ 期には撤去されて、砂利敷きの池状遺構となる

#### ■エビノコ郭

Ⅲ-A期の東西湾	Ⅲ-A期の東西溝を埋め立て、新たにⅢ-B期の670年前後に造られたとみられる。				
西門	南北約55m、東西約94mの区画で、周囲を屋根付きの掘立柱塀が囲む。西側塀の中央部に、南北5間、東西2間の西門が開く。エビノコ郭の正門で、内郭南門と同規模を有している。				
エビノコ郭正殿(大極殿)	エビノコ郭の中央に、正殿となる東西9間、南北5間、四面に庇をもつ大型建物(SB7701)があり、これまで検出された飛鳥宮跡の建物跡では最大の規模を有する。建物の周囲には幅2.3mの石敷きがめぐる。床束はなかったが床張りと推定され、南面の階段とみられる痕跡から約2mの高床と推定されている。南側には南北約16mの砂利敷きの「庭」が設けられていた。 天武期に新たに建造された宮殿で、飛鳥浄御原宮で最大の建物であることから、飛鳥浄御原宮全体の正殿とみられ、大極殿に比定されている。				
南北建物	エビノコ郭正殿の東に南北棟建物(SB8501)が検出されている。				

## ■外郭

の実務的施設があったものと見られている。 内郭の東辺掘立柱塀から東へ約106m地点に外郭の東を囲む南北方向の掘立柱SA7405が検出され ている。またその外側に大規模な石組溝SD7410が併走する。現在までに確認されている外郭囲繞施 設は東の掘立柱塀跡のみであるが、地形から西は飛鳥川、南は飛鳥川の支流の谷川付近を想定して 外郭塀跡等 いる。北側については、塀跡が確認されていないが、飛鳥寺寺域の南付近を想定している。なお、内郭 の北辺掘立柱塀から北へ約380m地点で大規模な東西石組溝SD0605が検出されているが、外郭囲 繞施設に伴うものかは不明である。 内郭の北西隣接地から、宮殿に附属する庭園として造られ、饗宴や祭祀を行っていたとみられる苑池 遺構が検出されている。掘立柱塀で囲まれた中に、渡堤で仕切られた南北二つの池と、南池の南東高 苑池 台に2棟の掘立柱建物がある。池は石積護岸で南池は池底に石敷が施され、中島、石積み島、導水 施設の石造物が設置されていた。北池は貯水・調整池も兼ねていたとみられる。『日本書紀』にある 「白錦後苑」とみられている。飛鳥時代の苑池遺構として貴重な遺跡であることから史跡・名勝に指定

されている。また外郭北西からは後の宮内省被官の主水司に係わる官衙の存在を想定

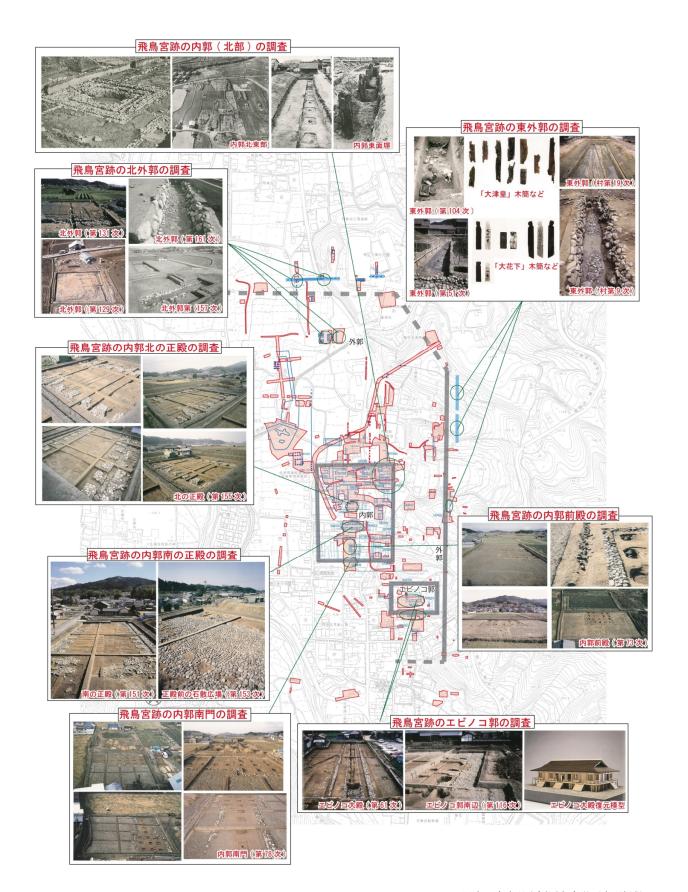
区画域は東側の塀が明らかになっているのみで、内部も未調査区域が大半のため施設の詳細は不明であるが、官衙等

# (飛鳥京跡苑 池)

その他各種遺構

掘立柱建物、掘立柱塀、石敷、石組溝、造成遺構:基盤層を盛土等で大規模に整地した層(造成遺 構)や、正方位をとる建物跡、塀跡、石敷、石組溝などが検出されている。

-		内郭の南、エビノコ郭の西の空間は、それぞれ内郭が南門、エビノコ郭が西門を開く位置にあたり、一
	「庭」	面砂利敷きの広場となっている。ここが『日本書紀』にある、射礼などの儀式を行った「庭」にあたるとみ
		られている。



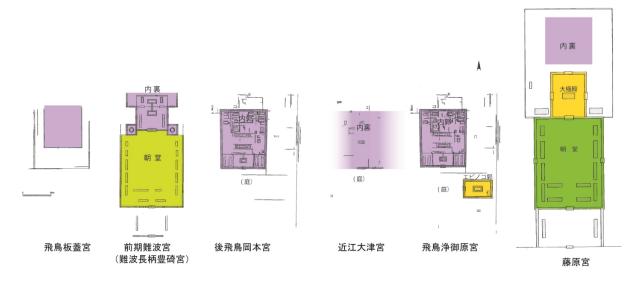
写真は奈良県立橿原考古学研究所提供

# 2-4 飛鳥宮跡関連遺跡

飛鳥時代には律令制度の整備に伴い、官衙や儀式関連施設、寺院、皇子や官人の邸宅などが宮内外に置かれるようになった。道路網を含めたこれら諸施設の整備の過程は飛鳥を中心とする宮都の整備、拡大の過程を物語るものであり、飛鳥宮跡とともにこれら遺跡の解明が律令国家形成過程を解明する上で重要である。

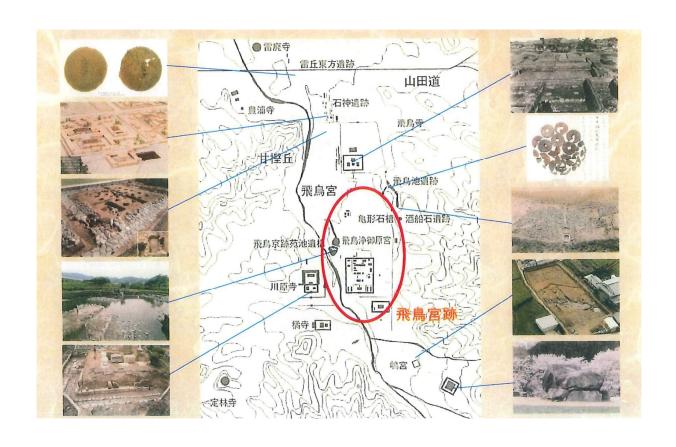
飛鳥宮と関連遺跡

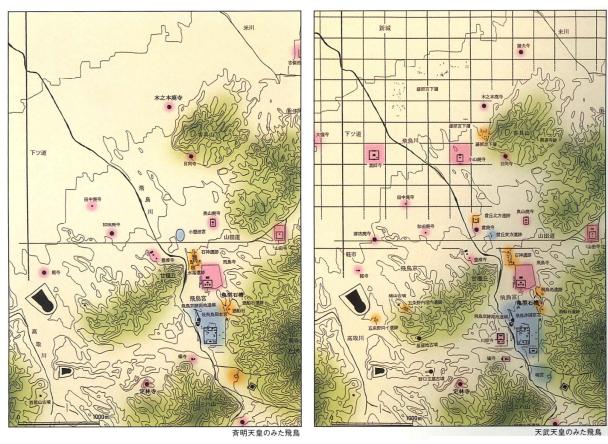
	名称等	時期	遺跡名	場所
	豊浦宮	592 <b>~</b> 603	豊浦寺下層遺跡	明日香村豊浦
	小墾田宮	603 <b>~</b> 628	雷丘東方遺跡	明日香村雷
	飛鳥岡本宮	630~636	飛鳥宮跡I期	明日香村岡
	飛鳥板蓋宮	643 <b>~</b> 655	飛鳥宮跡Ⅱ期	明日香村岡
	難波長柄豊碕宮	652 <b>~</b> 686	前期難波宮跡	大阪市中央区
中肌	飛鳥河辺行宮	653 <b>~</b>	飛鳥稲淵宮殿跡	明日香村稲渕
宮殿	飛鳥川原宮	643 <b>~</b> 655	川原寺下層遺跡	明日香村川原
	後飛鳥岡本宮	656 <b>~</b> 667	飛鳥宮跡Ⅲ−A期	明日香村岡
	近江大津宮	667 <b>~</b> 672	錦織遺跡	大津市錦織
	嶋宮		島庄遺跡	明日香村島庄
	飛鳥浄御原宮	672 <b>~</b> 694	飛鳥宮跡Ⅲ−B期	明日香村岡
	藤原宮	694 <b>~</b> 710	藤原宮跡	橿原市
	漏刻		飛鳥水落遺跡	明日香村飛鳥
l'	迎賓館		石神遺跡	明日香村飛鳥
	祭祀•儀式		酒船石遺跡	明日香村岡
	苑池		飛鳥京跡苑池	明日香村岡
			雷丘北方遺跡	明日香村雷
関連施設	邸宅		五条野内垣内遺跡	橿原市五条野
			五条野向イ遺跡	
	広場/飛鳥寺西の槻の樹		飛鳥寺西方遺跡	明日香村飛鳥
	官営工房		飛鳥池遺跡	明日香村飛鳥
			飛鳥寺跡	明日香村飛鳥
	寺院		川原寺跡	明日香村川原
			橘寺境内	明日香村橘



飛鳥藤原諸宮変遷図

(林部均『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館 2008 年より 編集)





明日香村『飛鳥の宮殿』2005 より

飛鳥宮跡と関連遺跡

# 2-5 飛鳥宮跡の現況

2-5-1 史跡指定

1. 指定名称 : 伝飛鳥板蓋宮跡

2. **所在地および地域** : 高市郡明日香村岡、9,308 m<sup>2</sup>

3. 指定基準 : 種別一史跡 指定基準-2(都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、

戦跡その他政治に関する遺跡)

4. 指定年月日 : 昭和 47 年 4 月 10 日

**追加指定年月日** : 昭和 58 年 1 月 12 日 · 5 月 19 日、平成 4 年 4 月 21 日

5. **説明文** : 飛鳥板蓋宮の所在地については、いくつかの説があるが、そのうちで

遺構の存在が確認されているものは、飛鳥川東岸の現在の岡集落北方の平坦地である。この地域では、昭和34年以来継続的に調査が実施されており、多くの遺構遺物の検出をみている。その中心部とみられるのは、この平坦地の南西寄りの部分で、東西約158メートル、南北197メートルと推定される回廊をめぐらす一郭をなしており、そのほかにも遺構は広く分布している。現在なおこれらの遺構が飛鳥板蓋宮のものだとする確証はあがっていないが、出土した遺構が古代の宮殿関係のものであることは確実であり、飛鳥地方の歴史を考えるうえで重要なものである。

伝飛鳥板蓋宮跡 (飛鳥宮跡) 史跡指定範囲図

#### 2-5-2 飛鳥宮跡の保護の歴史

飛鳥宮跡は農業用の灌漑用導水路である吉野川分水(紀ノ川分水)の建設に伴う事前調査で発見された遺跡であり、その後今日まで170次を超える調査が実施されている。この間、昭和47年には上層(Ⅲ期)宮殿の内郭北東部の大井戸を中心とした一画が史跡指定され、検出した遺構のうち建物跡・塀跡の平面規模、柱位置の表示、建物・大井戸周辺の石敷を復元という形で整備がなされた。その後昭和58年(1983)、平成4年(1992)に内郭の南部が追加指定され、そのうち南東隅の建物跡・塀跡・石組溝を平面的に表示整備している。これら整備地は奈良県によって古都法による農地の公有化、史跡整備事業による公有化が実施されている。

史跡の指定の範囲は宮跡の中枢部である内郭と隣接地の一部に留まっている状態である。内郭 面積約32,000 ㎡で史跡指定されているのは内郭面積の約3割にあたる9,308 ㎡、公有化面積は9,450 ㎡である。

なお、内郭西北部で調査によって検出された苑池遺構は飛鳥京跡苑池として史跡及び名勝に指 定され公開・整備に向けて、公有化と各種調査が実施されている。

年度	(西暦)	内 容	備考
昭和34年度	1959	飛鳥板蓋宮伝承地の調査	奈良国立文化財研究所・奈良県
昭和 35 年度	1960	飛鳥京の継続調査開始	以後橿原考古学研究所
昭和 47 年度	1972	伝飛鳥板蓋宮跡として史跡指定	
	1970 年代	内郭北東部の史跡整備	奈良県
昭和 58 年度	1983	史跡の追加指定(内郭中心部)	
平成 4 年度	1992	史跡の追加指定(内郭南東部)	
平成6年度	1994	内郭南東部の史跡整備	奈良県
平成 15 年度	2003	飛鳥京跡苑池の史跡名勝指定	
平成 22 年度	2010	飛鳥京跡苑池の整備事業開始	奈良県

飛鳥宮跡の保護の経過

#### 2-5-3 敷地条件

#### ① 地形・土地利用・景観

飛鳥宮跡は飛鳥盆地の南半にあり、盆地の南東部から流れ出た飛鳥川によって形成された低位段丘上に所在する。内郭西北の飛鳥京跡苑池の東岸付近から北東方向に走る最大比高約3.5mの段丘崖がみられ、この段丘崖によって南の一段高い岡・島庄地区の段丘面と飛鳥地区の段丘面に分かれる。南の段丘面は北の段丘面が北東-南西方向に傾斜するのに比べ、東西方向に等高線が走り北に傾斜する地形となっており人為的に造成されたことを示している。また水路もほぼ正方位をとるものがみられ、これらの水路の中には飛鳥時代の溝を踏襲しているものがある。内郭の西側は中世以降の飛鳥川の氾濫によって大きく削り取られて崖上面と約5mの比高を生じている。

土地利用は内郭中央部から北と南で異なり、北は水田を主とする農地、南は明日香村の中心地 区である岡地区の集落となっている。

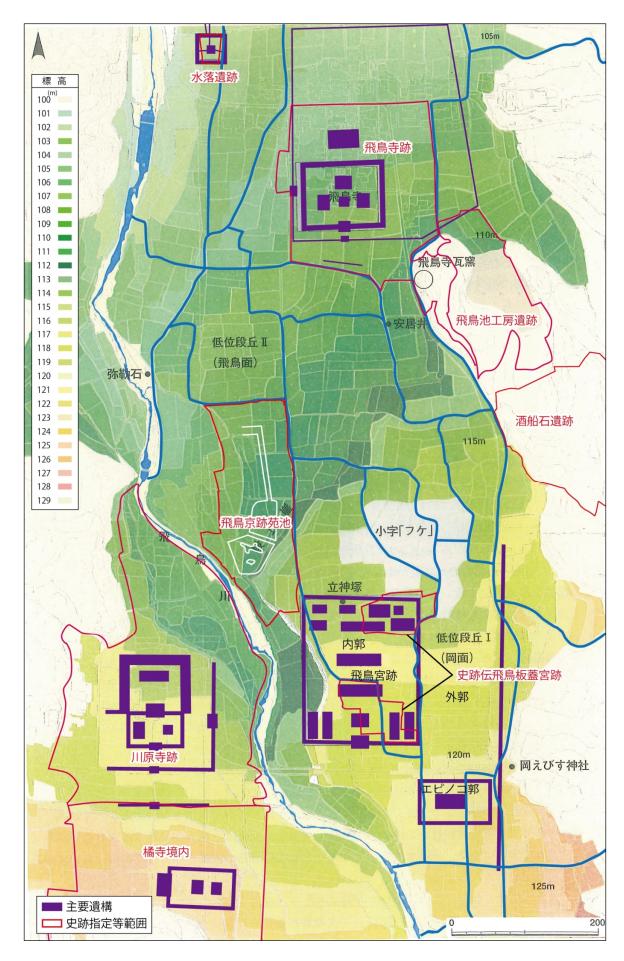
飛鳥宮跡がある飛鳥盆地は、宮殿を中心として宮都と関連施設がつくられた地域であり、明日 香村を代表する遺跡の集中する地である。飛鳥宮跡の遺構は全て地下に埋蔵されているため一部 の遺構整備地を除いては宮跡をしのばせるものはないが、遺跡の内外から視野に入る万葉集に詠われた香具山、耳成山、飛鳥川などの山河と、宮が造営された当時の地形や水路を継承したひろがりのある農村景観が一体となって、明日香村における代表的な歴史的風土を形成している。遺跡の中枢部は岡の中心集落となっており、一部景観を阻害する施設等もみられるなど現状では遺跡の全容が理解しにくい状況となっている、

# ② 法規制

飛鳥宮跡に係わる主な法的規制としては、都市計画法、古都保存法、明日香法、奈良県風致地 区条例、文化財保護法、明日香村景観条例などに基づく土地利用規制がある。内郭西側および中 央部から南及び外郭東区画塀跡付近は明日香村の中心地区である岡地区の集落となり市街化区域 となっている。このうち外郭東端部の一部は観光関連施設の誘導の推進をねらいとして「にぎわ いの街特別用途地区」に指定されている。







飛鳥宮跡及び周辺の地形と水路網

(関川尚功「飛鳥京跡の現況地形とその立地」奈良県立橿原考古学研究所『飛鳥京跡IV』2011 より一部加筆編集)



飛鳥宮跡内郭北東部から北をみる



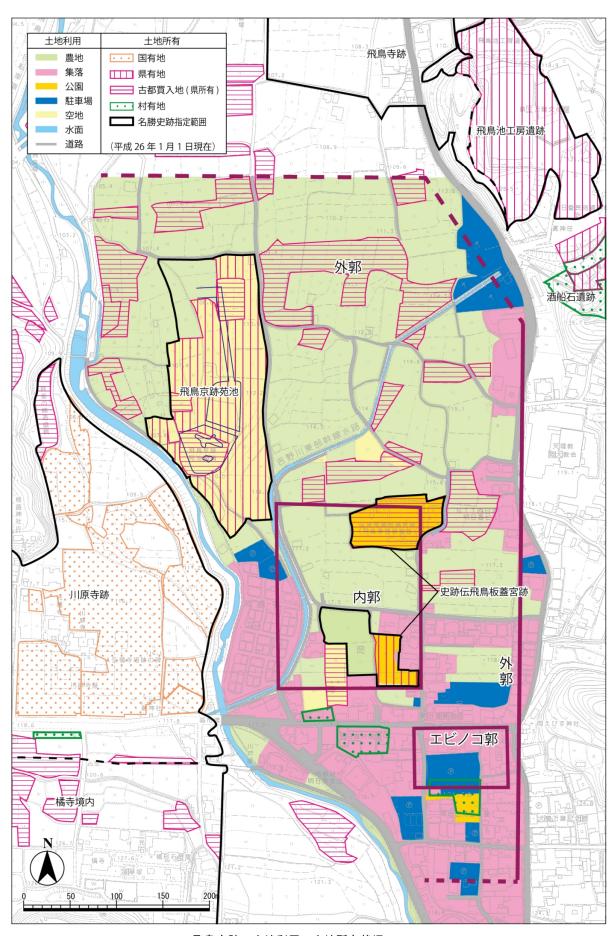
飛鳥宮跡内郭北東部から南をみる



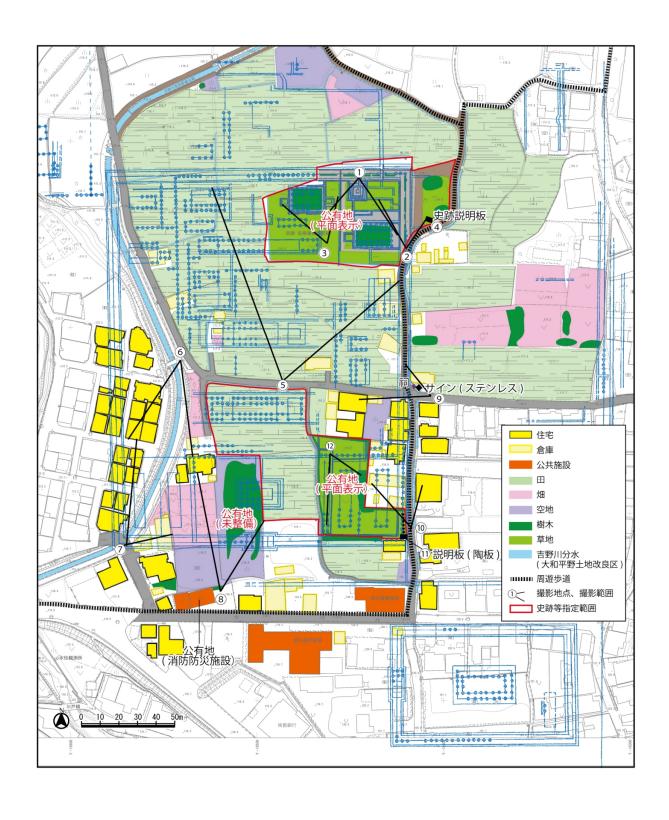
飛鳥宮跡内郭北東部から東をみる



飛鳥宮跡内郭北東部から西をみる



飛鳥宮跡の土地利用、土地所有状況



内郭の土地利用状況



井戸(手前-石敷)、建物・塀(奥-柱・植栽表示)



内郭北東築地塀 (柱・植栽・アスファ 内郭北東建物 (柱表示) ルト表示)





史跡説明板



内郭中央部から北東遺構表示部をみる



内郭西側の吉野川分水・住宅方向をみる



内郭南西隅から内郭をみる

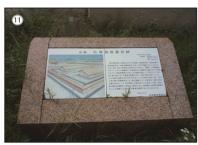


内郭前殿の方をみる(空地-公有地) サイン・祠・道路舗装境目





車止め・内郭東ライン

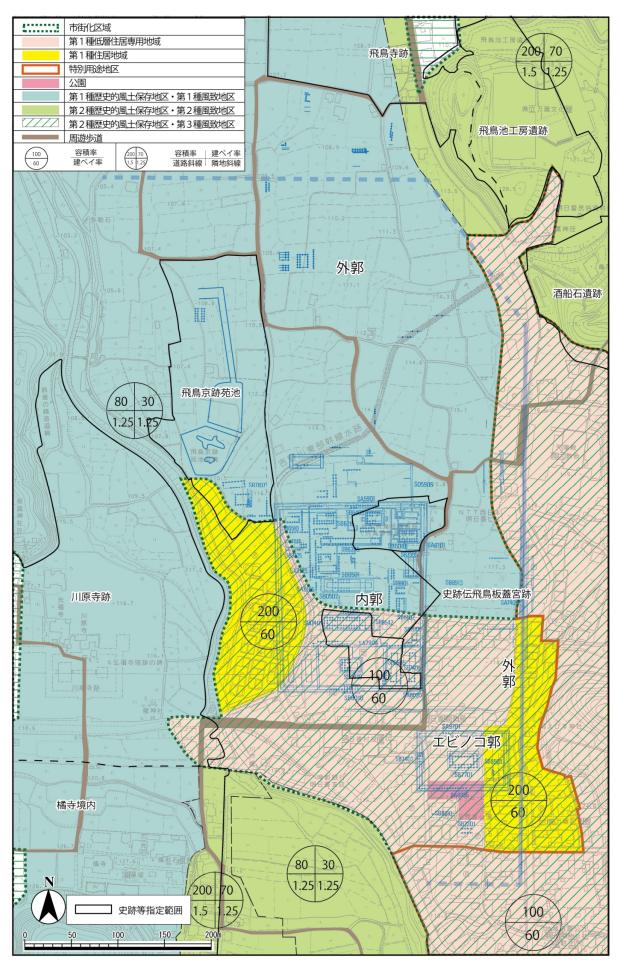


説明板



内郭南東建物 (柱表示)

# 内郭の現況写真



飛鳥宮跡及び周辺の法規制状況

# 第3章 保存活用構想

# 3-1 保存活用の方向性

### <飛鳥宮跡の特徴・価値からみた保存活用の方向性>

飛鳥宮跡の遺跡としての特徴・価値と、そこから導き出される飛鳥宮跡の保存活用の方向性を まとめると以下のようになる。

# <飛鳥宮跡の特徴・価値> 舒明天皇(630年)以降、持統天皇が藤原京に遷都(694年)するまでの間、継続的に飛鳥地域に営まれた宮殿跡である。それまで ① | の歴代遷宮から、初めて同一の場所に宮が造営されるようになり、日本の都として飛鳥地域が認識されてきたことを示すシンボル的 な遺跡である。 宮殿の構造は、当時の最高権力者の国家形成の思想を反映しており、飛鳥宮跡に含まれる宮跡の実像解明は古代の国家形成過程の政 治システムの解明でもある 考古学的調査により遺跡の変遷が明らかとなり、特にⅢ期の宮殿は、建物配置などが詳細に判明している。これら地下の遺構は宮が |廃絶した状況のままで埋まっており、当時の地形も現在に継承されるなど、古代の宮跡の中でも保存状況がよい希有な例である。 |宮殿建築は、中国・朝鮮半島の古代宮殿とは異なり、建物は全て掘立柱建物であり、屋根は瓦を用いず檜皮・板葺とするなど、日本 の古代宮殿の祖形を残している。これはわが国固有の文化的伝統の姿を示すものである。 飛鳥宮跡Ⅲ期の遺構は、内裏と大極殿に相当する施設の発展過程を示すものとして重要である。内郭における公的空間としての前 ⑤ |殿、大極殿として造られたエビノコ大殿 (Ⅲ-B期) は、隣接する「庭」 (広場空間) とともに儀式や朝政の中心であり、律令制に よる古代政治機構を具現化した場として特に重要である。 飛鳥時代には、飛鳥宮跡を中心に飛鳥地域全体で宮都空間を形成しており、飛鳥宮跡の外郭域に含まれる飛鳥京跡苑池(宮廷庭 (6) 園) 、宮外では水落遺跡(漏刻)・石神遺跡(饗宴、服属儀礼の場)・酒船石遺跡(天皇祭祀)・飛鳥池遺跡(官営工房)などの 様々な施設が有機的に密接な係わりをもって設営されてきた。 飛鳥宮跡は世界遺産暫定一覧表に記載された「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」を構成する重要な資産であり、藤原宮跡と並ぶ 中核資産である。



それぞれの番号(①~⑦)に対応

			活用	
<保存活用の方向性>			解説内容、 手段	整備手法、 内容
1	飛鳥宮跡の歴史上の意義づけの解説と、現地における遺跡の範囲の顕在化等の歴史展示が必要で ある。		0	
2	保存の範囲および宮の構造を解明するために継続的な発掘調査等各種調査と学際的な検討と、検 討を踏まえた遺跡整備や検討成果の情報発信を行う。	0	0	
3	後世に良好な状態のまま継承するため、遺構は現状保存(地下埋蔵)を原則とする。必要に応じて地下遺構の保存環境を整えるなど、保存をより確かなものとする整備を目指す。	0		
4	すでに復元されている平城宮跡大極殿との比較などを通して、その後の宮との違いや共通点をスケール感をもって体感できる、または視覚的に実感できるための復元やCG等多様な手段による歴史展示を行う。			0
⑤	内郭前殿や正殿、「庭」など遺跡を特徴づける遺構は復元整備等の顕在化策を講じる。			0
6	宮都を構成していた関連諸施設の遺跡等を有機的にネットワークし、現地及び拠点で相互の関連 性を分かりやすく解説する。		0	
7	追加指定等による資産の範囲の確実な保護・保全を図る。様々な整備を通して世界遺産の中核資産であることの価値を明確化する。	0		0

# <飛鳥宮跡の現状とむらづくりからみた保存活用の方向性>

遺跡の保存状況や土地利用、景観など遺跡の現状と、飛鳥宮跡の明日香村における位置づけからみた保存活用の方向性は以下のようになる。

### <飛鳥宮跡の現状>

- ○北部を中心に水田風景が広がる農地となり、明日香村を代表する農村景観となっている。これら農地は地下遺構の保存空間ともなっている。
- ○南部及び東端部は、明日香村役場をはじめとして、明日香村の中心的な役割を担う集落となり市街化区域に指定され、一部はにぎわいの街特別用途地域にも指定されている。
- ○歴史的風土にそぐわない建築物や荒廃地が一部みられる。
- ○地割や水路、微地形などに飛鳥宮跡の痕跡をわずかにたどることが出来るが、遺構は全て地 下遺構であり、史跡指定および遺跡整備箇所も一部に限られており、現状からは遺跡全体の 規模や構造を現地で理解することは困難である。
- ○遺跡の範囲には民有地が多く、重要遺跡としての保存と活用が十分でない。

### <むらづくりの中での飛鳥宮跡の位置づけ>

- ○村全体を五感で感じるフィールドミュージアム「明日香まるごと博物館」の重要拠点
- ○文化財の保存と活用の重要施策 飛鳥の中核遺跡として、来訪者が遺跡や飛鳥時代を体感できる空間の創出
- ○地下に埋もれた遺跡を目にみえる形で整備することによる国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進



#### <保存活用の方向性>

### 〇歴史的風土の創造的活用

- →飛鳥の伝統と文化の具現であり、それを形成する要素としての農地や伝統的集落の景観と、歴史的文化遺産である飛鳥宮跡の歴史展示との適切な調整・調和を図る。
- →明日香村のむらづくりの方向性をふまえつつ、遺跡の重要性の点から整備を図る。
- →歴史的風土を阻害する施設等の撤去や修景による景観保全を推進する。
- →飛鳥の中核遺跡として、遺構の復元的整備やバーチャル映像の活用等の歴史展示によって 価値を顕在化する。

# 〇遺跡の保存と活用策の推進

- →地権者等の同意の下で、追加指定の推進と公有化を図る。
- →中核遺跡としての学習、情報提供・発信、便益、交流等の機能の充実・整備を図る。

#### 〇変化する遺跡の保存活用

- →史跡指定や公有化の状況から段階に応じた適切な整備手法を講じる。
- →水田等歴史的景観の保全と遺跡の顕在化の調和に配慮しつつ、ハードとソフトを適切に取り入れた多様な手法を用いた整備を図る。
- →遺跡の復元等による歴史展示の推進に際しては、段階的な整備の中で復元案の修正・変更 にも柔軟に対応する。

# 飛鳥宮跡の価値・特徴

○世界遺産候補の中核

- ○飛鳥地域における普遍的な宮跡 当時の日本の都のシンボル
- ○良好な保存状況の遺構
- ○当時の国家・政治システム解明
  - の重要なカギ
- ○掘立柱建物の宮殿等 日本文化固有の姿
- ○律令制の政治機構の具現
  - 儀式や朝政の場、天皇の公・私的空間
- ○宮都空間の中心 有機的・密接に係わる宮都施設群

保存と活用の方向性

# 変化する遺跡の 保存活用

- ○段階的整備
- ○柔軟な復元整備
- ○ハード・ソフト

# 保存

- ○調査の推進と遺構の解明→保存範囲・内容の明確化
- ○遺構の保存策→追加指定、公有化等

# 活用

- ○中核・重要遺構の顕在化→ハード、ソフトによる可視化
  - ○特徴的遺構の整備
- ○価値の解説、情報発信
- ○中核遺跡としての学習・情報・便益・交流機能等の整備
  - ○関連遺跡とのネットワーク

# 歴史的風土の 創造的活用

- ○歴史的風土の保全
- ○保全と整備の調和

保存と活用の方向性

### 飛鳥宮跡の現状

- ○水田=明日香村を代表する農村景観、地下遺構の保存空間
  - ○明日香村役場等村の中心的集落地
    - ○歴史的風土にそぐわない建築物等
  - ○遺跡の大半は未整備
    - ○現地で遺跡の範囲、規模、内容等が分からない
  - ○重要遺跡としての保存活用が不十分

# むらづくりの方向

- ○「明日香まるごと博物館」の重要拠点
- ○飛鳥の中核遺跡にふさわしい歴史展示の推進

飛鳥宮跡の保存と活用の方向性

# 3-2 基本理念

飛鳥宮跡は重複する宮の遺跡の総称であるが、特に最上層で検出される斉明天皇の後飛鳥岡本宮から天武天皇の飛鳥浄御原宮の遺構(III期)が良好に残っていることが、これまで行われた内郭やエビノコ郭の一連の調査によって確認されている。斉明期から天武期の時代は、現在の政治・生活の基本が出来た時代であり、様々な革新的な取り組みがなされた(「飛鳥の宮都から 10のはじまり」参照)。律令制を統治手段として天皇を頂点にした統一国家が誕生した時代であり、日本という国号が誕生し、天皇という呼称が使われるようになったのもこの時期である。

飛鳥宮跡は飛鳥時代に造営された宮の中で建物配置などが詳細に判明した初めての例であり、律令国家形成期の宮の形成過程を物語る極めて貴重な遺跡である。古代史上重要な飛鳥の宮都空間の構成を明らかにする上でも核となる遺跡である。宮殿では律令制による儀式が定まり、儀式と宮室構造が密接に係わるようになり、石敷の広大な「庭」(広場空間)や大極殿が造られた。わが国最古の歴史書である『古事記』、わが国最初の勅撰史書である『日本書紀』の編纂が始まったのもこの時代であった。天武天皇は飛鳥浄御原宮の大極殿に諸皇子らを集め、歴史書の作成を命じたのである。

# 「飛鳥の宮都から 10 のはじまり」

- ① 「日本」「天皇」という呼称
- ② 時計と暦/最初の漏刻
- ③ 身分・官僚制度/役所組織の成立
- ④ 戸籍制度と住所表示/木簡
- ⑤ 納税制度/各地からの特産品
- ⑥ 貨幣経済のはじまり/富本銭
- ⑦ 仏教興隆/国際文化センター
- ⑧ 記紀万葉/歌集・歴史書の編纂
- 9 古墳壁画/大陸との交流
- ⑩ 都市計画/苑池・大道・京

古代の飛鳥地域を擁する明日香村の価値は、東アジア諸国との交流を背景に、国家基盤が形成された歴史にある。その歴史を最もよく体現している中核的遺跡が飛鳥宮跡である。よって、飛鳥宮跡の全容の解明とその顕在化が、明日香村の本来の価値を周知する上でも必要であるといえる。

飛鳥宮跡は宮の廃絶後、大きく改変されることもなく良好な状態で地下に保存されている。現在、遺跡は貴重な歴史的風土を構成する農地を中心に、市街化区域に含まれる集落となって今日に継承されている。飛鳥宮跡の一部は「伝飛鳥板蓋宮跡」として史跡指定され、遺構の表示整備がなされているが、政治の中枢であった往時の宮殿の姿を想起することは難しい状況にある。また外郭については大半が未調査の状態である。

明日香村および飛鳥時代を代表する遺跡である飛鳥宮跡の保存をより確かなものとするとともに、「目にみえない遺跡」から「目にみえる遺跡」として多くの方々が古代国家形成の過程を体感し、理解できる整備が必要である。

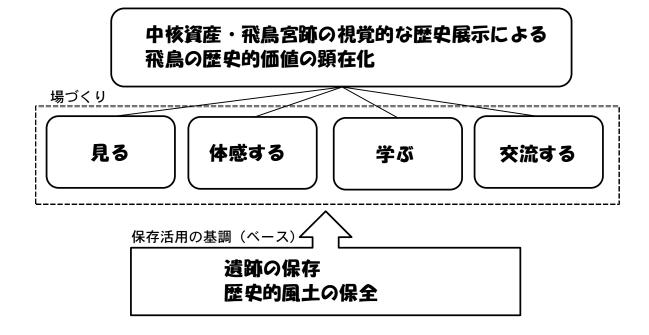
このようなことから、飛鳥宮跡の保存活用の目標を以下のように設定する。

### <保存活用の目標>

飛鳥の本来の歴史的価値を明らかにするために、遺跡の保存と歴史的風土の保全を 基調としつつ、律令制による日本という統一国家が誕生した時期のシンボル的遺跡で ある飛鳥宮跡の視覚的な歴史展示を図る。

### 飛鳥そして世界遺産登録に向けての中核遺産・飛鳥宮跡

- 「見る」「体感する」「学ぶ」「交流する」場の創出-



3-1 で示した保存活用の方向性を踏まえ、保存活用の目標を達成するための基本方針を次に示す。

#### <基本方針>

- ① 保存活用の基本として、遺跡の確実な保存と歴史的風土の保全とその調和【遺跡の保存と 歴史的風土の保全】
- ② 現地における遺跡の可視化 【見る場づくり】
- ③ 多様な手法による飛鳥宮跡の往時の姿の再現 【体感する場づくり】
- ④ 遺跡のわかりやすい解説と研究成果等の情報発信【学ぶ場づくり】
- ⑤ 多様な主体の参加による保存管理やイベント等による交流【交流する場づくり】
- ⑥ これらの諸施策を通じて、歴史的風土の中で生活する村民がこれまで守り育んできた明日 香村の価値・財産を実感でき、郷土の誇りとなる保存活用を目指す。

# 3-3 保存と活用のための整備方針

飛鳥宮跡の整備に際して、基本理念にもとづき整備方針を以下のように設定する。

- ① 保存活用の基本として、遺跡の確実な保存と歴史的風土の保全とその調和【遺跡の保存と歴 史的風土の保全】
  - 1)飛鳥宮跡を構成する内郭・エビノコ郭・外郭全域の遺構の確実な保存を図るために、史跡「伝飛鳥板蓋宮跡」の追加指定を推進し、保存管理の万全を図る。
  - 2)継続的な発掘調査等各種調査研究によって保存すべき遺構の解明に努める。
  - 3)明日香村の歴史的風土を象徴する農地などの人文的景観と、歴史展示によって出現する新たな景観との調和を図る。そのために、地区区分に応じて宮跡内で継承されてきた農村景観の保全や、歴史的風土阻害要素の撤去・修景を推進し、周辺の土地利用に応じて緩衝帯を設置するなど、周辺景観との調整・調和を図る。

# | 主な導入・整備機能:調査研究、文化財保護、景観保全、景観修景 |

- ② 現地における遺跡の可視化 【見る場づくり】
  - 1)発掘調査等の成果をもとに、地下遺構の保存を大前提として地上部において遺跡のもつ価値をわかりやすく展示する。
  - 2) 現地において、遺跡の範囲、規模、内容等が理解できるよう、遺構の状況・内容に応じた 適切な整備を行う。また、整備の前段として仮設物等による遺跡の範囲、形態の明示策を 定期的・継続的に講じる。
  - 3)歴史的風土とあいまった遺跡を見る視点場を整備する。

### | 主な導入・整備機能:歴史学習 (歴史展示)、交流 (イベント等)、展望 |

- ③ 多様な手法による飛鳥宮跡の往時の姿の再現 【体感する場づくり】
  - 1) 現地でスケール感、規模等を体感できる多様な歴史展示を行うために、失われた建造物の 実物大復元を含む遺跡整備、「バーチャル飛鳥京」(MR技術等による仮想復元技術)等G PSと連動させたCG技術の組み合わせなどの様々な複合的取組を検討する。

# 主な導入・整備機能:歴史学習(歴史展示)・体験

- ④ 遺跡のわかりやすい解説と研究成果等の情報発信【学ぶ場づくり】
  - 1)バーチャルとリアルによる飛鳥宮跡の歴史展示の一環として、調査・研究成果を反映した遺跡のわかりやすい解説を行う。
  - 2)飛鳥宮跡はもとより、関連する宮都を構成する遺跡群の情報発信・提供による宮都の総合的理解と遺跡群等のネットワーク化を推進する。

## 主な導入・整備機能:歴史学習、情報発信、ネットワーク

- ⑤ 多様な主体の参加による保存管理やイベント等による交流【交流する場づくり】
  - 1)国、奈良県、明日香村はもとより、村民やボランティアなど多様な主体の参加による保存管理、活用を図る。
  - 2)当面における仮設物の提示等による飛鳥宮跡域の明示、飛鳥宮跡で行われていた儀式の再現など、イベントを通じての遺跡の顕在化や歴史の体験など多様な交流を図る。
  - 3)交流拠点に必要なサービス・管理機能を適宜整備・充実する。

### 主な導入・整備機能:交流(イベント等)、体験、サービス(案内・休憩・便益等)、管理

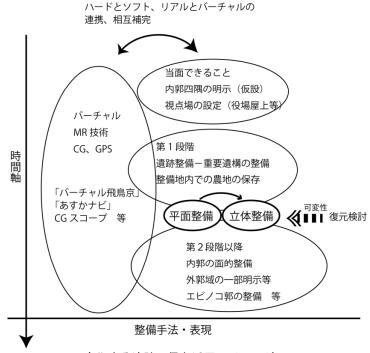
# 3-4 変化する遺跡の保存活用-保存を基調にしたフレキシブルな取組

先に示した基本方針と、基本方針に基づく整備方針で、「飛鳥宮跡の視覚的な歴史展示=可視化」のための方策を示したが、保存活用に向けての取組として早期に取組可能なもの、段階的に取組む必要があるもの、また歴史的風土の保全と遺跡整備の調和のあり方や、復元等に際しての技術・材料上の課題等がある。また、段階に応じた遺跡整備や解説施設の整備といったハードな整備と、「バーチャル飛鳥京」による現地における遺跡の復元モデル表示、「あすかナビ」・CG技術等による解説といったソフトの充実を組み合わせた多様な歴史展示・解説を目指している。

このような遺跡を可視化する表現手法の多様性や、段階に応じた遺跡景観の変化等も視野に入れたフレキシブルな対応を「変化する遺跡の保存活用」という言葉で表現し、これを整備の取組テーマとする。保存を基調にした「変化する遺跡の保存活用」によって、歴史的風土と遺跡整備が調和しながら、時とともに多様な遺跡景観を展開できるよう取組む。

### 【変化する遺跡の保存活用ー保存を基調にしたフレキシブルな取組例】

- ○史跡指定や公有化の状況から段階に応じた適切な整備手法を講じる。
- ○整備の前段として、当面出来る遺跡の可視化(イベント等による内郭の四隅の明示行為等)や、遺跡を俯瞰できる視点場からの MR 技術等のソフトを用いた遺跡の範囲、規模等の可視化など、ハード整備以外の遺跡の顕在化策を積極的に講じる。
- ○整備対象地内への農地の取り込み(水田の部分的保存)による歴史的地割・歴史的風土の 保全など段階的整備に応じた、遺跡整備と歴史的風土景観の調和を図る。
- ○現地でスケール感、規模等を体感できる多様な歴史展示を行うために、失われた建造物の 実物大復元を含む遺跡整備、「バーチャル飛鳥京」(MR技術等による仮想復元技術)等G PSと連動させたCG技術の組み合わせなどの様々な複合的取組を検討する。(整備方針よ り再掲)
- ○段階的整備の中で、復元案の検討、公開の手法、歴史的風土との調和のあり方等を順次対 応するとともに、段階に応じた公開・活用法を示す。

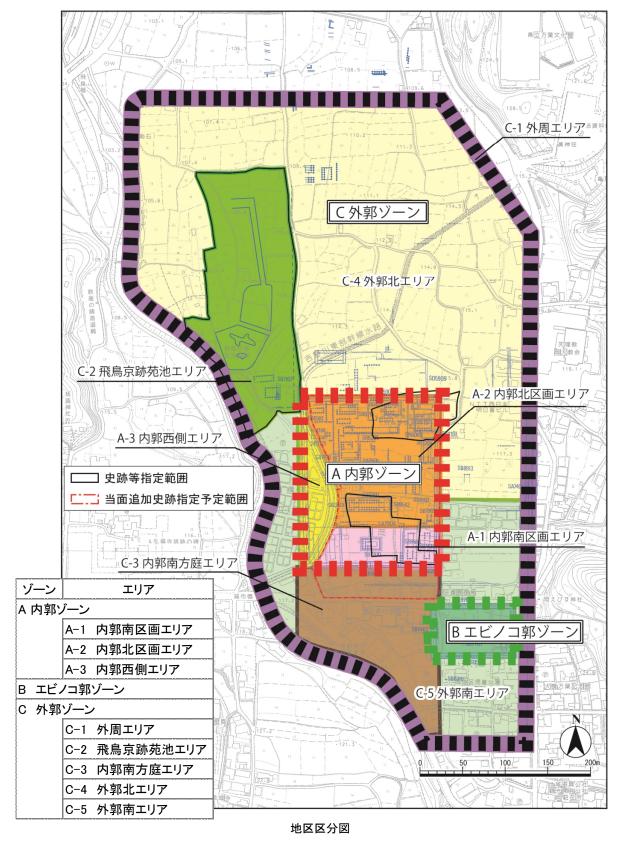


変化する遺跡の保存活用のイメージ

# 3-5 飛鳥宮跡の地区区分と地区別整備構想

### 3-5-1 地区区分

飛鳥宮跡の地区区分にあたって、まず遺構の空間的配置状況から大きく3つのゾーン(内郭 ゾーン、エビノコ郭ゾーン、外郭ゾーン)に区分し、さらにそれらゾーンの遺構分布状況、土地 利用状況等から以下のようなエリアに細区分した。



# <ゾーン・エリアの特徴、課題等>

### A内郭ゾーン

・飛鳥宮跡の中枢地区であり、最も調査が進展し遺構の全容が解明されつつある。集 落や農地が混在し、一部史跡指定、史跡整備がなされている。

さらに、内郭ゾーンは以下の3つのエリアに区分される。

#### A-1 内郭南区画エリア

- ・内郭全体の公的正殿である前殿を中心とする地区。南に内郭の南門と周囲を囲む掘立柱 塀が取り付く。北側の区画とは塀で画され、天皇の公的空間として、前殿前面の砂利敷 広場とともに儀礼空間であったとみられる。
- ・現在は市街化区域で農地や宅地が混在し、一部の史跡整備地を除いては遺跡であること は理解できないため、重要地区であることの顕在化が望まれる。

# A-2 内郭北区画エリア

- ・内郭南区画エリアとは塀で画され、天皇の私的空間であり、後の内裏的な地区。南寄りに大型の正殿が南北同一規模で並んでおり、左右には脇殿がある(南の正殿、北の正殿)。 正殿北方からは多くの建物跡や大型井戸が検出されている。
- ・現在は南と北の正殿の間を道路が走り、北西方向に延びている。地区の大半は農地で一部宅地がある。地区の北東部は既往の整備区域がある。
- ・地区の北側は、外郭跡に広がる農地越しに香具山や耳成山などへの展望が開ける。
- ・重要遺構の顕在化と、遺跡内景観および周辺の広がりのある景観への展望所等視点場の 整備が望まれる。

### A-3 内郭西側エリア

### <エリアの特徴、課題等>

- ・内郭の西側を占め、かつては西塀等の建物があったとみられるが、中世以降の飛鳥川の 氾濫に伴う地崩れで土地が大きく削り取られている。東側とは約5 mの比高がある。
- ・現在は市街化区域で、昭和期に住宅地として開発されている。敷地の東端部を吉野川分 水が流れる。
- ・飛鳥宮跡の遺構は残存していないが、かつての内郭区画に含まれる地区としての顕在化 が望まれる。

### Bエビノコ郭ゾーン

・飛鳥浄御原宮 (Ⅲ-B 期遺構) の大極殿に相当するエビノコ大殿とそれを囲む塀、西門等が検出されている。内郭の正殿との関連を知る上でも重要な遺構が存在する地区であるが、現状は駐車場等施設、住宅用地となっている。

### C外郭ゾーン

・内郭とエビノコ郭を取り囲む飛鳥宮域で、官衙等を内包し、宮室の発展段階を示す重要な地区である。確認されている遺構は未調査区域が大半のため、面的に調査された苑池以外は東側を限る塀跡、建物跡等部分的なものに留まっている。主に北半は農地、南半分は集落として利用されている。

さらに外郭ゾーンは以下の5つのエリアに区分される。

# C-1 外周エリア

- ・飛鳥宮跡の外周を構成する地区であるが、東限を画する一本柱塀と併走する石組溝等が確認されているのみである。北は飛鳥寺の南、西は飛鳥川、南は唯称寺川付近を想定している。北辺では北限に係わる基幹水路の石組溝が検出されている。
- ・現在は東側、南側は市街化区域に含まれ、一部にぎわいの街づくり特別用途地区に指定されている。明日香周遊バス路線となっている幹線村道が東側塀跡付近を走り、遺構上は道路や沿道の住宅となっている。
- ・外周遺構の検出による、宮跡区域の顕在化が望まれる。

### C-2 飛鳥京跡苑池エリア

- ・内郭の西北に隣接し、宮殿に附属する庭園として造られ、饗宴の場などとして利用されていたとみられる。『日本書紀』にある「白錦後苑」に比定されている。発掘調査で確認された遺跡で、その重要性から史跡・名勝に指定されている。
- ・現在は明日香村における歴史展示の整備地として、奈良県が主体となって、事業が進捗 中である。

# C-3 内郭南方庭エリア

#### <エリアの特徴、課題等>

- ・北は内郭の南塀、西から南は飛鳥川、東は内郭東塀とエビノコ郭西塀を南に延長した線 に囲まれた三角形のエリア。
- ・内郭の正門である南門前からエビノコ郭の正門である西門前一帯に広がる広場で、正月の射礼など重要儀礼を行う「庭」と呼ばれていた。一面に砂利が敷き詰められており、 発掘調査では砂利遺構や石組溝等が検出されている。
- ・現在は市街化区域で、隣接エリアとともに岡集落の中心的地区となっている。明日香周 遊バス路線でもある県道と主要村道が地区内を通る。沿道は明日香村役場等の公的施設 や店舗、住宅などが並んでいるが、一部景観を阻害する建築物、看板等工作物も見られ る。
- ・特に内郭隣接地については内郭へのエントランス機能や、飛鳥宮跡を一望する展望箇所、 周辺集落との緩衝空間としての広場等の機能の具備、充実が望まれる。

### C-4 外郭北エリア

### <エリアの特徴、課題等>

- ・官衙等の施設があったとみられ、建物跡、塀跡、石敷、石組溝、大規模造成地盤などが 部分的に確認されている。未調査区域が多いため遺構の全容の解明には至っていない。
- ・現在は第 1 種歴史的風土保存地区で土地の現状変更が厳しく制限されている。現状は水田を主とする農地となっており、地下遺構は水田の下にほぼ良好な状態で保存されているとみられる。歴史的文化遺産等をめぐる周遊歩道と、吉野川分水が地区内を通っている。
- ・日単位、季節ごとに変化する広がりのある農村景観は、周遊歩道、吉野分水沿いの歩道 からの景観(内部景観)や甘樫丘など展望地点からの俯瞰景(外部景観)など、良好な 視点場であり視対象となっている。
- ・内郭への北からのエントランスとしての機能や、現在の良好な農地景観を維持しながら 内郭の遺跡整備地と景観の調和、連続性が求められる。

### C-5 外郭南エリア

### <エリアの特徴、課題等>

- ・住宅の建て替え等に伴う調査が部分的になされている程度である。一部建物跡、石組溝 などが確認されている。未調査区域が多いため、遺構の全容の解明には至っていない。
- ・現在は地区全体が市街化区域に含まれ、地区の南端部はにぎわいの街づくり特別用途地 区に指定されている。隣接エリアととともに岡集落の中心的地区で、明日香周遊バス路 線でもある主要村道が地区を東西に貫いている。道路沿いを中心に連続した町並みが形 成されるが、背後には駐車場や空地、景観を阻害する建築物、看板等工作物も一部見ら れる。
- ・内郭の西側は中世の飛鳥川の氾濫に伴う地崩れで土地が大きく削り取られ、南側を走る 県道とは約5mの比高がある。昭和期に住宅地として開発されている。
- ・宮跡区域の顕在化と、宮跡にふさわしい景観形成・修景が望まれる。

# 3-5-2 地区別整備構想

### A内郭ゾーン(保存活用中核ゾーン)

かつての場の機能:政治、儀式、内裏的空間

位置づけ:飛鳥宮跡の中枢地区であることから、保存活用の中核として位置づけ、積極的・ 先導的な歴史展示を行う

- ・他ゾーンに先行して、条件が整った箇所から追加指定、公有化を進め、遺跡空間の復元等 整備等段階的な整備を図り、内郭全体の建物等施設の配置状況を分かりやすく展示する。
- ・内郭一円において、GPS 情報と連動した地下遺構のリアルな映像や、飛鳥宮跡のバーチャル復元映像等の多様な情報を一般の来訪者が広く利用できるよう、「あすかナビ」の情報 提供機能の充実や「バーチャル飛鳥京」等の技術の向上と普及に努める。

# A-1 内郭南区画エリア (遺構復元等エリア)

# 配置機能:歴史学習・体験、サービス(休憩)、情報発信

- ・内郭の最重要の公的地区として、宮室構造の理解を深めるために、前殿や内郭正門(南門)等の主要建物跡や「庭」(広場空間)の復元等整備を図り、歴史展示を推進する。
- ・復元施設は、飛鳥宮跡の情報提供、関連遺跡のガイダンス機能も有するものとする。

### A-2 内郭北区画エリア(遺構配置表示等エリア)

### 配置機能:歴史学習・体験、サービス(休憩)、交流(イベント等)、展望

- ・天皇の私的空間として、正殿等主要施設の復元や遺構表示等の整備と、周辺への展望所等 視点場の整備を図る。
- ・当面は農地を維持するなど、周辺との景観の連続性に配慮しながら段階的整備を図る。

### A-3 内郭西側エリア (内郭区域明示エリア)

#### 配置機能:景観修景、歴史学習・体験

- ・現状の土地利用を原則として維持し、飛鳥宮跡の内郭域であることの周知に努める。今後 策定予定の「岡大字景観計画」に基づき、飛鳥宮跡の風致にふさわしい、地区に応じたき め細やかな景観形成を図る。
- ・将来的に崩壊地盤の復旧も視野に入れて、内郭範囲の明示などに向けて条件を整備する。

# Bエビノコ郭ゾーン(保存活用ゾーン)

かつての場の機能:政治、重要儀式

位置づけ:飛鳥浄御原宮(Ⅲ-B期)における最重要施設であった大極殿などからなる施設であることから、内郭ゾーンと一体的な整備活用を図る地区と位置づける

- ・現在は集落の中心部にあり、宅地化されていることから、遺構の整備等は中長期的に取り 組み、遺跡の保護策として、第一は追加指定に向けての条件を整える。
- ・早期の遺構整備等が難しいことから、遺跡の活用策として当面は解説機能(サインの整備、「バーチャル飛鳥京」等CG技術等の活用)の整備を図る。条件が整えば、内郭との位置関係、空間構成が理解できるような整備を図る。

# C外郭ゾーン(景観調和ゾーン)

かつての場の機能:行政(官衙)、苑池(饗宴、迎賓)、儀式(庭)

位置づけ:継続的調査による遺構の解明を図るとともに、景観の保全・修景に努めながら宮 域の顕在化を目指す地区と位置づける

・現在の土地利用との調整を図りながら、農村景観等良好な歴史的風土と遺跡の調和、連続 性に配慮し、宮の範囲の顕在化に努める。

### C-1 外周エリア (区画明示エリア)

### 配置機能: 歴史学習・体験

・計画的調査により、遺構の検出および研究に努める。区画のコーナー部など、要所については柱跡の表示等により区画の明示に努める。特に東側は周遊バス路線で飛鳥地域の主要動線の村道と重複することから、広く周知する上からも、まちなみの景観向上策と連動する形で明示策を検討する。

### C-2 飛鳥京跡苑池エリア(苑池エリア)

### 配置機能: 歴史学習・体験、サービス(休憩、案内等)

- ・ 奈良県による整備計画が進行中で、飛鳥宮跡において早期に整備される地区であり、動線 の設定や解説の連携などにより内郭地区と一体的な活用を図る。
- ・長期的には苑池東面大垣(南北塀)の表示等により、内郭と苑池の空間的意義付けを明らかにする。

### C-3 内郭南方庭エリア(エントランス広場エリア)

#### 配置機能: サービス(休憩、案内)、管理、展望、情報発信

- ・飛鳥宮跡の中枢であり保存活用の中核となる内郭に面する地区として、内郭と一体的な整備を行う。広場遺構のうち村道北側部分をメインエントランス広場として整備し、律令制の象徴的空間である儀礼の場を再現する。
- ・内郭正門の正面に位置する明日香村役場は、庭復元施設であるメインエントランス広場と 一体となって来訪者への情報提供、各種サービスの提供、屋上の開放による展望所等飛鳥 宮跡全体の視点場の整備、「バーチャル飛鳥京」による復元 CG のディスプレイ設置等歴 史展示、体感機能の整備を図る。
- ・その他の宅地は当面は現状を維持し、今後策定予定の「岡大字景観計画」に基づき、飛鳥 宮跡にふさわしい地区に応じた良好な景観形成を図る。

#### C-4 外郭北エリア (歴史的風土保全エリア)

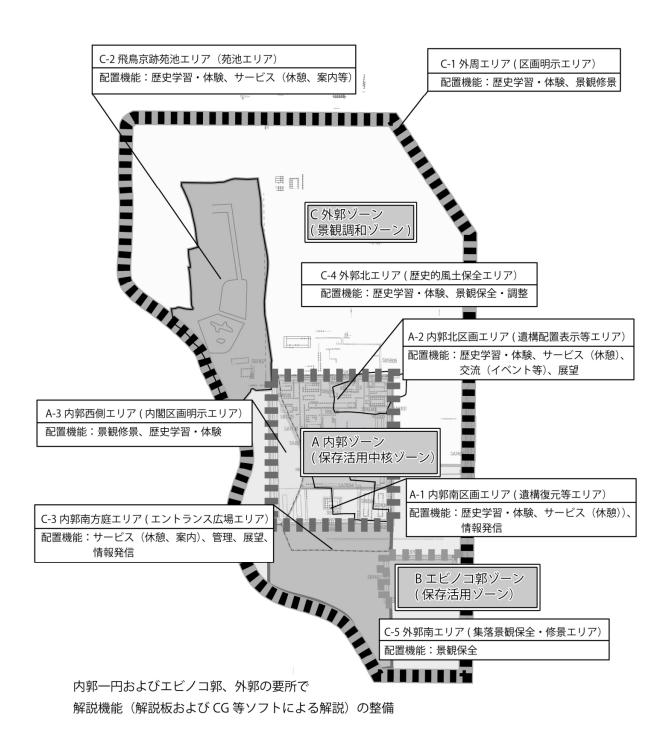
#### 配置機能:歴史学習・体験、景観保全・調整

- ・基本的には農地としての現状を維持し、土地の保全管理を徹底し良好な農村景観を維持し ながら遺構の保存を図る。
- ・内郭ゾーン隣接地に北からの(サブ)エントランスを設け、情報案内機能やサービス機能を整備する。エントランスとは周遊歩道および飛鳥京跡苑池方面と連絡する。遊歩道沿いや、当エリアを展望出来る甘樫丘等からの CG 等による案内機能も充足し、目に見えない遺跡の姿を体感できるようにする。

# C-5 外郭南エリア (集落景観保全・修景エリア)

### 配置機能: 景観保全

・発掘調査により遺構の検出に努める。岡寺参道に沿って形成された集落としての土地の履歴を尊重し、今後とも現状の土地利用形態を基本的には維持する。今後策定予定の「岡大字景観計画」に基づき、歴史的風土を阻害する建築物等の撤去および修景を促進するなど、飛鳥宮跡の風致にふさわしい、地区に応じたきめ細やかな景観形成を図る。



各地区の機能の配置

### 3-5-3 各地区連携構想

飛鳥宮跡は段階的整備を行う予定であることから、整備にあわせて順次各エリアを巡るルートを設定するものとする。

### <自動車動線>

飛鳥宮跡内は県道や主要村道が貫いている。これら主要道路は飛鳥宮跡へのアプローチ道路と して設定し、有効に利用する。その他の車道は地域住民の生活道路として機能を維持する。

来訪者は飛鳥宮跡内においては、原則として徒歩または自転車利用とする。将来電気自動車等環境配慮型の交通手段が整備された折には、外郭内の動線として利用する。

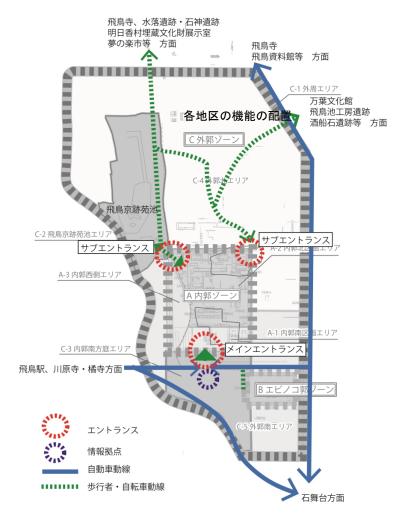
### <歩行者、自転車動線>

明日香村では村内主要施設をネットワークする周遊歩道が整備されている。飛鳥宮跡内はこの 周遊歩道が飛鳥宮跡内を通るほか、吉野川分水沿いにも園路が整備されている。基本的にはこれ ら既存の道路をネットワーク道路として積極的に利用する。

先行して整備を予定している内郭ゾーンについては、メインエントランスを内郭正門である南門とし、周辺に広場や案内等情報提供機能を整備するものとする。このメインエントランスには広場に接して東西に走る主要村道をアプローチ道路として設定する。

内郭の北側にも飛鳥京跡苑池等外郭および宮都関連遺跡等からの連絡・導入路となるエントランスを設ける。

また歴史的な古道が検出・整備された際には、これを動線として積極的に設定する。



各地区連携(動線)イメージ

# 3-6 内郭ゾーン整備イメージ

内郭ゾーンは飛鳥宮跡の中枢地区であり、保存活用の中核として位置づけ、先行して整備に取り組むゾーンに位置づけている。ここでは、先行整備地区である内郭ゾーンの整備イメージを示すものとする。

### <整備の考え方>

#### ○遺跡の特徴の顕在化

・宮殿を構成する施設の中でも特にシンボル的施設、中核施設を復元の対象とする。(前殿:天皇の公的空間、南の正殿:天皇の私的空間の中核施設、内郭南門・区画塀 等)

### ○景観との融合・調和

- ・現在の景観(明日香村中心地区)と、歴史展示施設(飛鳥宮跡整備施設)との緩衝帯・結界という意味で、宮の正面入口であり、儀式上等からも重要施設である南面の区画施設(南門・南塀)および「庭」(石敷からなる広場空間)を復元整備する。内郭の中央部から北側の外郭一帯は良好な農村景観が広がることから、宮の重要施設がある内郭南の遺構は復元等立体的スケール感のある整備を行い、北に向かって建物等の平面的規模を表示するなど、農村景観との視覚的連続性、調和を図る。段階的整備においては内郭内に一部農地を継承する。
- ・遺跡の全容と広がりのある歴史的風土景観を展望できる視点場を整備する。

### ○多様な手法による歴史の体感的学習の場の提供

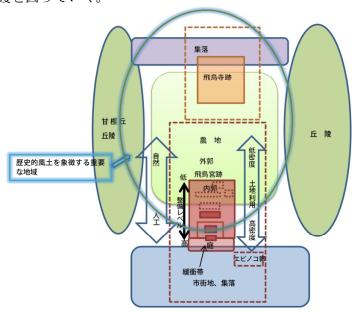
・上記のように、目に見える遺跡にするために、現地での遺構の復元施設、平面的または立体的表示施設といった遺構整備を行う。復元対象以外の遺構表示施設、農地等現状の土地利用の区域は、CG等による復元映像が体感できるようなソフトの充実を図る。

#### 〇歴史学習機能

・建物復元施設は遺跡のガイダンス機能も合わせ持ち、飛鳥宮跡の解説や宮都関連遺跡の案内・ 解説等も行う。

#### 〇交流の場

・交流拠点となるよう、イベントプログラムの作成、多様な主体の参加による管理や公開・活用 を図る。広場としての庭は、飛鳥浄御原宮で行われた歴史的な行事の再現などにより、村民参 加の遺跡保護を図っていく。



整備レベルと周辺景観との調和のイメージ

# <段階的整備の考え方>

「3-4 変化する遺跡の保存活用-保存を基調にしたフレキシブルな取組」に基づき、内郭においても条件整備を進めながら段階的に多様な手法を用いて整備を進めるものとする。

#### ■第 I 段階

- ○まず内郭の重要施設である前殿・南門・庭等がある内郭南区画エリア・内郭南方庭エリアと、 内郭域を示す塀の範囲の顕在化を図るともに、内郭北区画エリアの東半部を整備の対象とす る。
- ○明日香村の歴史的風土の象徴ともいえる水田耕作地からなる農村景観を飛鳥宮跡内に取り込み (農地の部分的保存)、周辺景観との調和を図るとともに畦畔として継承されてきた歴史的な地割を保全する。
- ○この段階では、内郭の北半は平面的な表示等整備を基本とし、内郭内で保全する農地と一体 となって広がりのある景観となって、北方の外郭の歴史的風土と連続性をもつ景観となる。

#### ■第Ⅱ段階

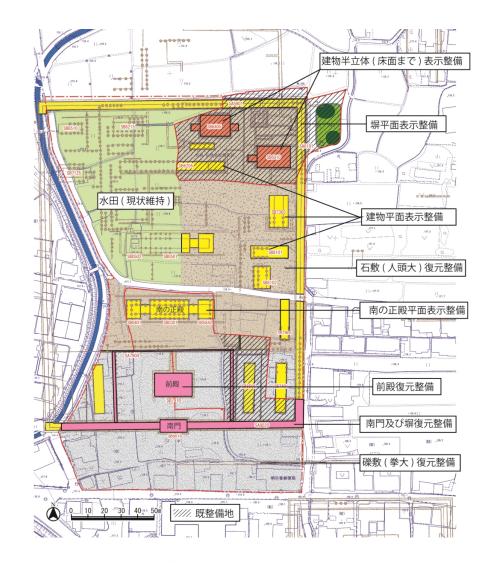
- ○内郭北区画エリアを中心に、南の正殿等の復元や内郭塀の隅部の復元、西側水田部分の建物 跡等の平面的表示整備を行う。
- ○この段階では、内郭塀の隅部の復元等によって遺跡の面的広がりが容易に認知できるととも に、復元施設の大半は南方にあることから、北半は外郭の農地とともに広がりのある景観が 維持される。

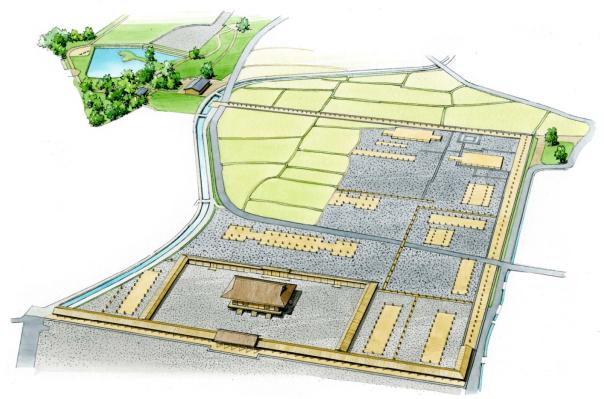
### ■各段階共通

○ハード整備と連携しながら、「バーチャル飛鳥京」「あすかナビ」等ソフトのさらなる充実・ 展開を図り、遺跡の多様な歴史展示システムを構築する。

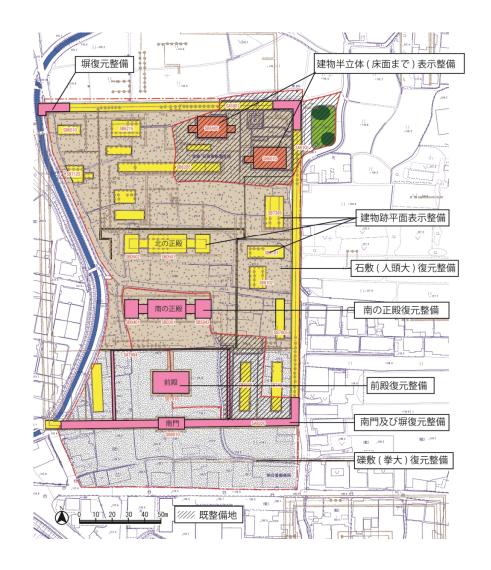
#### 内郭ゾーン整備概要

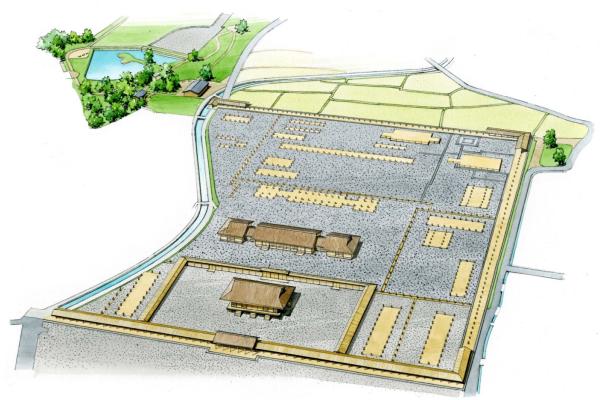
エリア	A-1内郭南区画エリア	A-2内郭北区画エリア	C-5外郭南エリア			
整備タイプ	遺構復元等エリア	遺構配置表示等エリア	エントランス広場エリア			
かつての場の機能	天皇の公的空間/政治、儀式	天皇の私的空間/内裏的空間	儀式、荘厳性の視点場			
配置機能	歴史学習・体験、サービス(休 憩)、情報発信・ガイダンス	歴史学習・体験、サービス(休憩)、交流(イベント等)、展望	歴史学習・体験、サービス(休 憩、案内)、管理、展望、情報発 信			
想定導入施設	内郭正殿(前殿)等宮殿中核施設 復元等施設、 解説施設(解説板およびCG等ソフトによる解説)、ガイダンス機能(復 元施設を活用)、休憩施設	内郭北区画正殿(南の正殿)の 復元施設、その他建物等表示 施設、解説施設(解説板および CG等ソフトによる解説)、展望所 (建物半立体施設を利用、南方 内郭および北方の農地等歴史 的風土の視点場)	広場(「庭」復元施設)、 休憩施設、案内施設、管理施 設、展望所(明日香村役場屋上 開放による飛鳥宮跡の全景の 視点場、CGスコープ等設置)、 便所等便益施設			
第 I 期 (段階的整備)	政治・儀式空間の復元	農地保全(一部)、内裏的空間 の表現	儀式空間の復元			



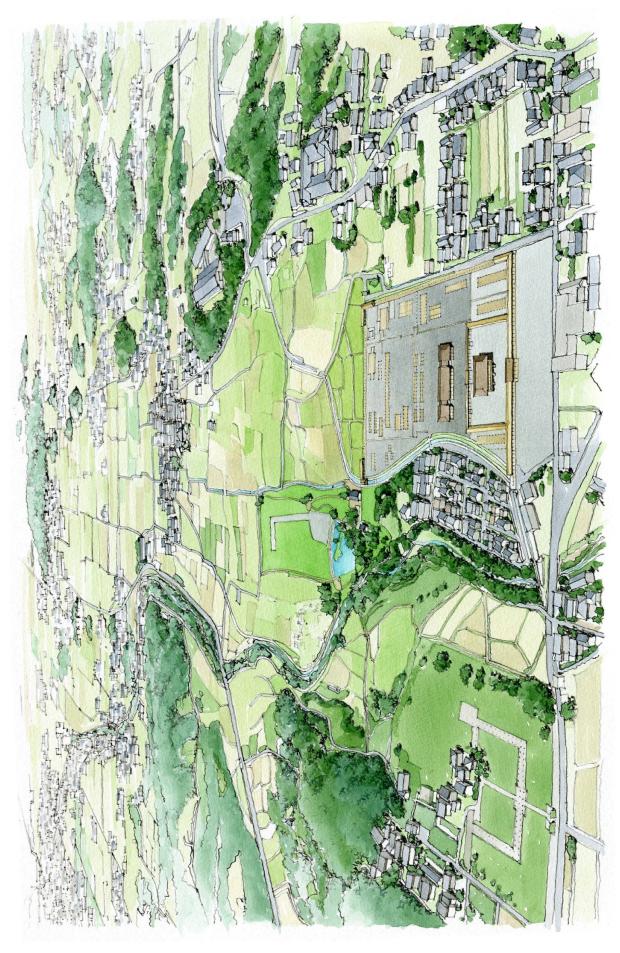


第Ⅰ段階整備イメージ





第Ⅱ段階整備イメージ



### 3-7 今後の取組

### 1. 遺跡の可視化を目指した当面の顕在化策の実施

・整備の前段として、イベント等における内郭の四隅の明示行為(幡の掲示や仮設の柱の設置等)や、明日香村役場屋上等の視点場からの MR 技術等のソフトを用いた遺跡の範囲、規模等の可視化など、ハード整備以外の遺跡の顕在化策を積極的に講じる。

#### 2. 早期の整備計画の策定

・目にみえる遺跡整備による歴史展示を目指して、第 I 段階整備による内郭の前殿および南門 周辺の復元等整備、第 II 段階整備による内郭北区画の建物跡等の復元等整備の具体化のため に、整備計画を早期に策定する。

### 3. 指定地の拡大(追加指定)

- ・飛鳥宮跡の史跡指定地はその一部に留まっており、遺跡は十全な保護措置の下にあるとはい えない状況である。遺跡の保存を確実にし、遺跡の範囲の周知を図るためにも、飛鳥宮跡の 全域の史跡指定化に向けて、順次取組んでいく。
- ・特に整備を先行する内郭については、その重要性の周知・広報に努め、地権者等関係者との 同意と協力に向けて先行して取組むものとする。
- ・飛鳥宮跡の正しい理解と周知のために、適切な時期に新たな史跡指定名称を検討する。

# 4. 公有化の推進と適切な土地の保存管理

- ・内郭等の整備対象地の大半は民有地であることから、国、県、村が協力して公有化を計画的 に進める。
- ・飛鳥宮跡は全域の史跡指定を目指しているが、整備地対象地区以外については、現状の土地 利用を維持しながら、保存管理の万全を図ることを基本とする。

# 5. 取組体制の構築

・今後の事業の実施に向けて、整備計画の立案、計画的な調査と整備が必要である。このため 国・県・村が連携協力しながら、具体的な事業展開を推進できる体制を構築していくものと する。

# 6. 継続的調査と情報発信

- ・外郭等未調査区域が多いことから、計画的・継続的な調査を実施し、飛鳥宮跡の全容の解明 に努める。
- ・先行して整備に着手する予定の、内郭の前殿及び南門を中心とした周辺の所要の発掘を実施 し、建物遺構復元等に備えるものとする。